



みんなで豊かな環境を未来につなぐ水と緑のまち 狛江

狛江のかんきょう

(平成30年度実績)

令和元（2019）年11月

狛 江 市

はじめに

狛江市では、平成25年3月に「狛江市環境基本計画」を改定し、本計画で掲げる環境像「みんなで豊かな環境を未来につなぐ水と緑のまち 狛江」の実現に向けて、環境に係る様々な施策を展開してまいりました。

私たちを取り巻く生活環境は、地球温暖化に伴う異常気象、大気・水の汚染などによるリスクに直面しております。特に異常気象については、近年の記録的な猛暑や大雨、台風による甚大な被害が全国各地で及んでおり、地球温暖化がより深刻化しているのを感じさせます。また、気候変動や自然環境等の変化に伴う生物多様性の喪失も懸念されており、豊かな自然環境に恵まれている狛江市でも例外ではありません。

このような情勢の中、これまで取り組んできた施策の評価・見直しを行うとともに、地域特性を踏まえた地球温暖化に伴う気候変動適応策など、将来を見据えた環境保全の施策につなげていくことは、私たちに課せられた責務であると考えます。そして、その評価の役割を担うものが、この「狛江のかんきょう」であり、施策を効果的に遂行していくにあたっての進捗状況の評価し、お示すものです。この評価をもとに、継続的に計画に沿った施策を推進し、持続可能な社会の実現に向けた環境にやさしいまちづくりをめざしていきます。

私たちが享受している市の豊かな自然環境を、次代を担う子どもたちに引き継ぐためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割のもと主体的に取り組むとともに、相互に連携、協働し、発展していくことが大切です。そこで、本書を、環境問題への取組みを進めていく際の一助としてご活用いただければ幸いです。今後とも、市民の皆様のより一層のご支援・ご協力をよろしく申し上げます。

令和元年11月

狛江市長 松原 俊雄

～・～・～・～・～ 目 次 ～・～・～・～・～

I	狛江市の概要	
1.	位置と地形	3
2.	人口と世帯	4
3.	用途地域	5
4.	用途地域別建築物の用途制限	6
II	環境行政	
1.	環境関係法	9
2.	環境基本計画関連	12
III	環境保全の取組（評価と実績）	
1.	計画の評価	19
2.	重点環境プロジェクト及び基本目標別事業の取組み実績	23
	2-(1)平成30(2018)年度の重点環境プロジェクトの取組みについて	
	(1)多摩川河川敷の有効活用と協働による管理の推進	25
	(2)再生可能エネルギー・省エネルギーなどの普及推進	31
	(3)狛江の景観保全・環境美化の推進	37
	(4)多摩川流域連携の推進	45
	(5)市民の環境活動支援の推進	49
	2-(2)平成30(2018)年度の基本目標別事業の取組みについて	
	A. 緑 みんなが緑と遊べるまち	54
	B. 水 豊かな水辺と水循環のまち	61
	C. 生態系 生き物にもすみよいまち	70
	D. ネットワーク 水と緑を歴史でつなぐまち	75
	E. 低炭素・エネルギー 低炭素でエネルギー効率のよいまち	78
	F. ごみ 資源循環を实践するまち	84
	G. 公害 みんなが安心して暮らせるまち	91
	H. まちなみ 人の暮らしと環境が調和するまち	98
	I. パートナシップ みんなのおもいと行動でつなぐまち	102
IV	平成30(2018)年度環境調査結果	
1.	大気	111
2.	化学物質	118
3.	水	119
4.	地下水	121
5.	騒音・振動	123
6.	光化学スモッグ	124
7.	放射線	127
8.	環境を考える会狛江市実行委員会 調査結果	132
※	関連指標等データ一覧（索引）	
①	重点環境プロジェクトの関連指標一覧	137
②	基本目標別事業の関連指標一覧	139
③	平成30(2018)年度環境調査結果一覧	142

I 狛江市の概要

I 狛江市の概要

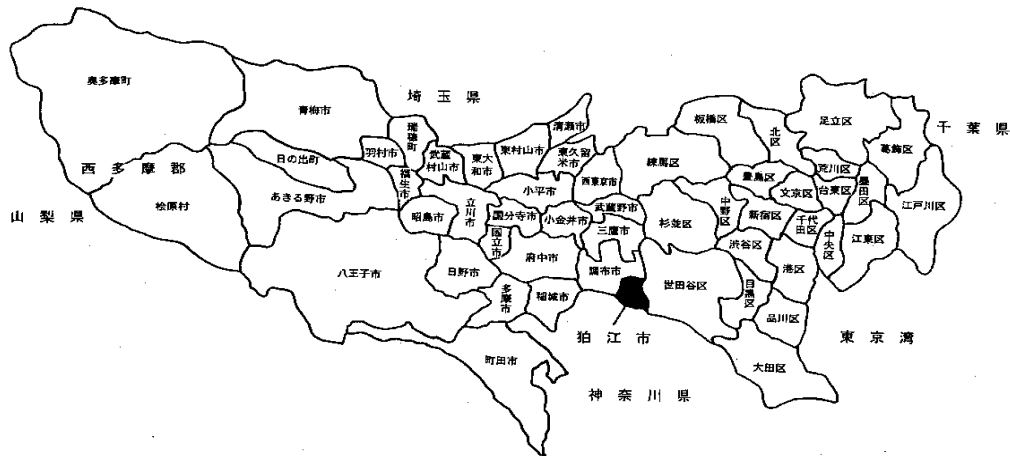
1. 位置と地形

狛江市は、新宿から南へ約14km、小田急線で20分の位置にあり、東経139度34分43秒、北緯35度38分06秒の市役所を中心に東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市に接しています。

面積は6.39km²で、東西2,940m、南北3,660mに広がり、土質は洪積層となっています。

標高20mと地形はほとんど平坦ですが、やや西高東低の北側台地から南側多摩川沿岸低地にかけて、わずかに傾斜しているため、日照、通風、斜光、排水などの面で良好な住環境にあります。

東京都における狛江市の位置



注) 島しょ区域を除く

2. 人口と世帯

(平成31(2019)年1月1日現在)

地 域 (町丁名)	世帯数	人 口			地 域 (町丁名)	世帯数	人 口		
		総 数	男	女			総 数	男	女
総 数	42,157	82,481	40,005	42,476	駒井町一丁目	813	1,703	841	862
和泉本町一丁目	2,967	6,188	2,880	3,308	駒井町二丁目	538	1,271	628	643
和泉本町二丁目	730	1,509	724	785	駒井町三丁目	754	1,606	834	772
和泉本町三丁目	1,167	2,569	1,256	1,313	計	2,105	4,580	2,303	2,277
和泉本町四丁目	2,139	3,663	1,605	2,058	岩戸南一丁目	1,233	2,508	1,215	1,293
計	7,003	13,929	6,465	7,464	岩戸南二丁目	1,162	2,229	1,061	1,168
中和泉一丁目	1,130	2,040	1,003	1,037	岩戸南三丁目	1,313	2,671	1,330	1,341
中和泉二丁目	975	1,976	977	999	岩戸南四丁目	814	1,941	970	971
中和泉三丁目	1,447	2,841	1,385	1,456	計	4,522	9,349	4,576	4,773
中和泉四丁目	682	1,458	711	747	岩戸北一丁目	988	1,969	937	1,032
中和泉五丁目	1,840	3,677	1,873	1,804	岩戸北二丁目	867	1,725	825	900
計	6,074	11,992	5,949	6,043	岩戸北三丁目	1,643	2,907	1,369	1,538
西和泉一丁目	792	1,161	584	577	岩戸北四丁目	1,078	1,767	861	906
西和泉二丁目	510	976	439	537	計	4,576	8,368	3,992	4,376
計	1,302	2,137	1,023	1,114	東野川一丁目	976	1,955	962	993
元和泉一丁目	734	1,187	559	628	東野川二丁目	666	1,590	809	781
元和泉二丁目	764	1,533	745	788	東野川三丁目	1,143	2,526	1,236	1,290
元和泉三丁目	549	861	444	417	東野川四丁目	920	1,978	993	985
計	2,047	3,581	1,748	1,833	計	3,705	8,049	4,000	4,049
東和泉一丁目	1,994	3,112	1,410	1,702	西野川一丁目	881	1,857	907	950
東和泉二丁目	742	1,206	578	628	西野川二丁目	732	1,621	757	864
東和泉三丁目	948	1,696	806	890	西野川三丁目	359	820	376	444
東和泉四丁目	400	609	297	312	西野川四丁目	1,395	2,917	1,462	1,455
計	4,084	6,623	3,091	3,532	計	3,367	7,215	3,502	3,713
猪方一丁目	579	1,103	578	525	資料:市民課				
猪方二丁目	762	1,597	822	775					
猪方三丁目	1,421	2,716	1,348	1,368					
猪方四丁目	610	1,242	608	634					
計	3,372	6,658	3,356	3,302					

3. 用途地域

(平成31(2019)年1月1日現在)

地域別 \ 区分	建ぺい率 %	容積率 %	面積 ha	構成比 %
市街化区域	—	—	582.0	100.0
第一種低層住居専用地域	40	80	357.9	61.5
	50	100	14.5	2.5
	50	150	1.7	0.3
第一種中高層住居専用地域	60	200	106.7	18.3
第二種中高層住居専用地域	60	200	0.3	0.1
第一種住居地域	60	200	33.4	5.7
近隣商業地域	80	200	35.2	6.0
		300	6.2	1.1
商業地域	80	400	1.2	0.2
準工業地域	60	200	13.9	2.4
		300	11.0	1.9

資料:まちづくり推進課

4. 用途地域別建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 × 建てられない用途 ① ② ③ ④ △ □ : 面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	☆準住居地域	☆田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	☆工業地域	☆工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	□	○	○	○	○	④	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	×	○	○	○	○	④	③ 2階以下
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	④	④ 物品販売店舗及び飲食店を除く。
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	④	□ 農産物直売所、農家レストラン等のみ
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	2階以下
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	×	×	×	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	△ 2階以下
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	ホテル、旅館		×	×	×	×	△	○	○	×	○	○	×	×	△ 3,000㎡以下
	遊戯施設		×	×	×	×	△	○	○	×	○	○	○	×	△ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等		×	×	×	×	△	△	×	○	○	○	△	△	△ 10,000㎡以下
麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券販売所等		×	×	×	×	△	△	×	○	○	○	△	×	△ 10,000㎡以下	
風俗施設		×	×	×	×	×	×	△	×	○	○	×	×	×	△ 客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200㎡未満
風俗施設		×	×	×	×	×	×	×	×	○	△	×	×	×	△ 個室付浴場等を除く。
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等		×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	
	図書館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院		×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等		△	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△ 600㎡以下
	自動車教習所		×	×	×	×	△	○	×	○	○	○	○	○	△ 3,000㎡以下
単独車庫（附属車庫を除く）		×	×	△	△	△	△	×	○	○	○	○	○	△ 300㎡以下 2階以下	
建築物附属自動車車庫		①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下	
①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		※一団地の敷地内について別に制限あり。													
倉庫業倉庫		×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下 2階以下
自家用倉庫		×	×	×	①	②	○	○	□	○	○	○	○	○	③ 2階以下
畜舎（15㎡を超えるもの）		×	×	×	×	△	○	○	×	○	○	○	○	○	△ 3,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		×	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。△ 2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		×	×	×	×	①	①	①	□	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり。
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	作業場の床面積
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	①50㎡以下 ②150㎡以下
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	□ 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
自動車修理工場		×	×	×	×	①	①	②	×	③	③	○	○	○	原動機の制限あり。作業場の床面積
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下
量が非常に少ない施設		×	×	×	①	②	○	○	×	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下
量が少ない施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
量がやや多い施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
量が多い施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	

注1) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。

注2) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等は、都市計画区域内においては都市計画決定が必要など、別に規定があります。

☆…狛江市にはありません。

平成31(2019)年1月1日現在

資料：まちづくり推進課

II 環 境 行 政

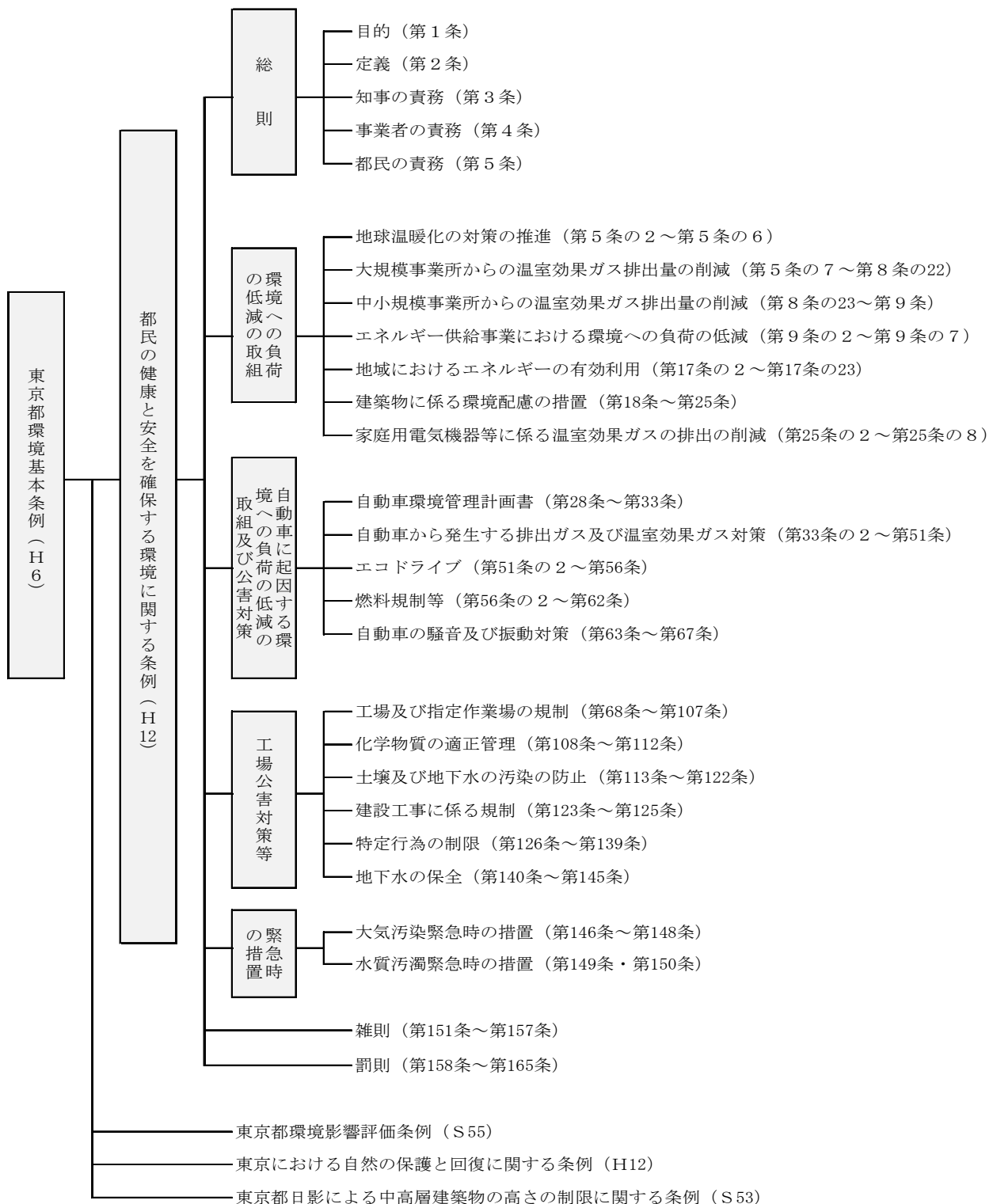
II 環境行政

1. 環境関係法

(1) 法令

環境 基本法 (H5)	大気汚染	大気汚染防止法 (S43) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (H4) 道路運送車両法 (S26) 道路交通法 (S35)
	水質汚濁	水質汚濁防止法 (S45) 下水道法 (S33) 水循環基本法 (H26) 湖沼水質保全特別措置法 (S59) 浄化槽法 (浄化槽の規制) (S58) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (S45)
	地盤沈下	工業用水法 (S31) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 (S37)
	土壌汚染	土壌汚染対策法 (H14) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (S45)
	騒音	騒音規制法 (S43) 道路運送車両法 (S26) 幹線道路の沿道の整備に関する法律 (S55) 道路交通法 (S35)
	振動	振動規制法 (S51)
	悪臭	悪臭防止法 (S46)
	温暖化	エネルギー政策基本法 (H14) エネルギーの使用の合理化に関する法律 (S54) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (H10) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (H9) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (H12) バイオマス活用推進基本法 (H21) 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律 (S55) 気候変動適応法 (H30) 都市の低炭素化の促進に関する法律 (H24) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (H19)
	化学物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (S48) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (H11) ダイオキシン類対策特別措置法 (H11) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (S63) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (H13) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (H23) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (H27)
	廃棄物 リサイクル	循環型社会形成推進基本法 (H12) 食品ロスの削減の推進に関する法律 (R1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (S45) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (H4) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (H3) 特定家庭用機器再商品化法 (H10) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (H12) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (H7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (H12) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (H14) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (H13) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (H25)
	自然環境 の保護	自然再生推進法 (H14) 景観法 (H16) 生物多様性基本法 (H20) 自然公園法 (S32) 自然環境保全法 (S47) 首都圏近郊緑地保全法 (S41) 都市緑地法 (S48) 都市公園法 (S31) 国土利用計画法 (S49) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (H14) エコツアーリズム推進法 (H19) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (H4) 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 (H22) 土地基本法 (H1) 工場立地法 (S34) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (H16)
	被害救済 紛争処理	公害健康被害の補償等に関する法律 (S48) 公害紛争処理法 (S45) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (H16) 石綿による健康被害の救済に関する法律 (H18)
	環境教育 原因者の責務等	公害防止事業費事業者負担法 (S45) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (S46) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (S46) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (H15) 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (H16)
環境影響 評価	環境影響評価法 (H9)	

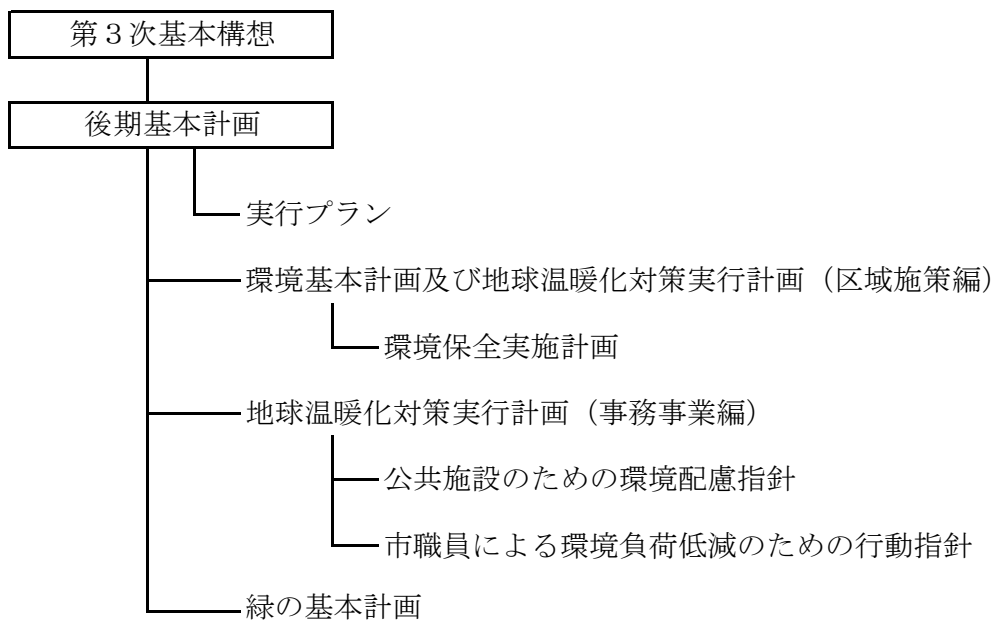
(2) 東京都条例



(3) 市条例等

- 狛江市環境基本条例 (H9)
- 狛江市あき地の管理の適正化に関する条例 (S46)
- 狛江市児童遊園設置条例 (S49)
- 狛江市都市公園条例 (S50)
- 狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例 (H6)
- 狛江市緑の保全に関する条例 (H11)
- 狛江市開発事業等に係る環境への配慮に関する規則 (H14)
- 狛江市まちづくり条例 (H15)
- 狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例 (H23)
- 狛江市建築物の解体工事における計画の事前周知と環境配慮に関する条例 (H26)
- 狛江市路上喫煙等の制限に関する条例 (H26)
- 狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例 (H30)
- 狛江市下水道条例 (S46)

(4) 市計画体系



2. 環境基本計画関連

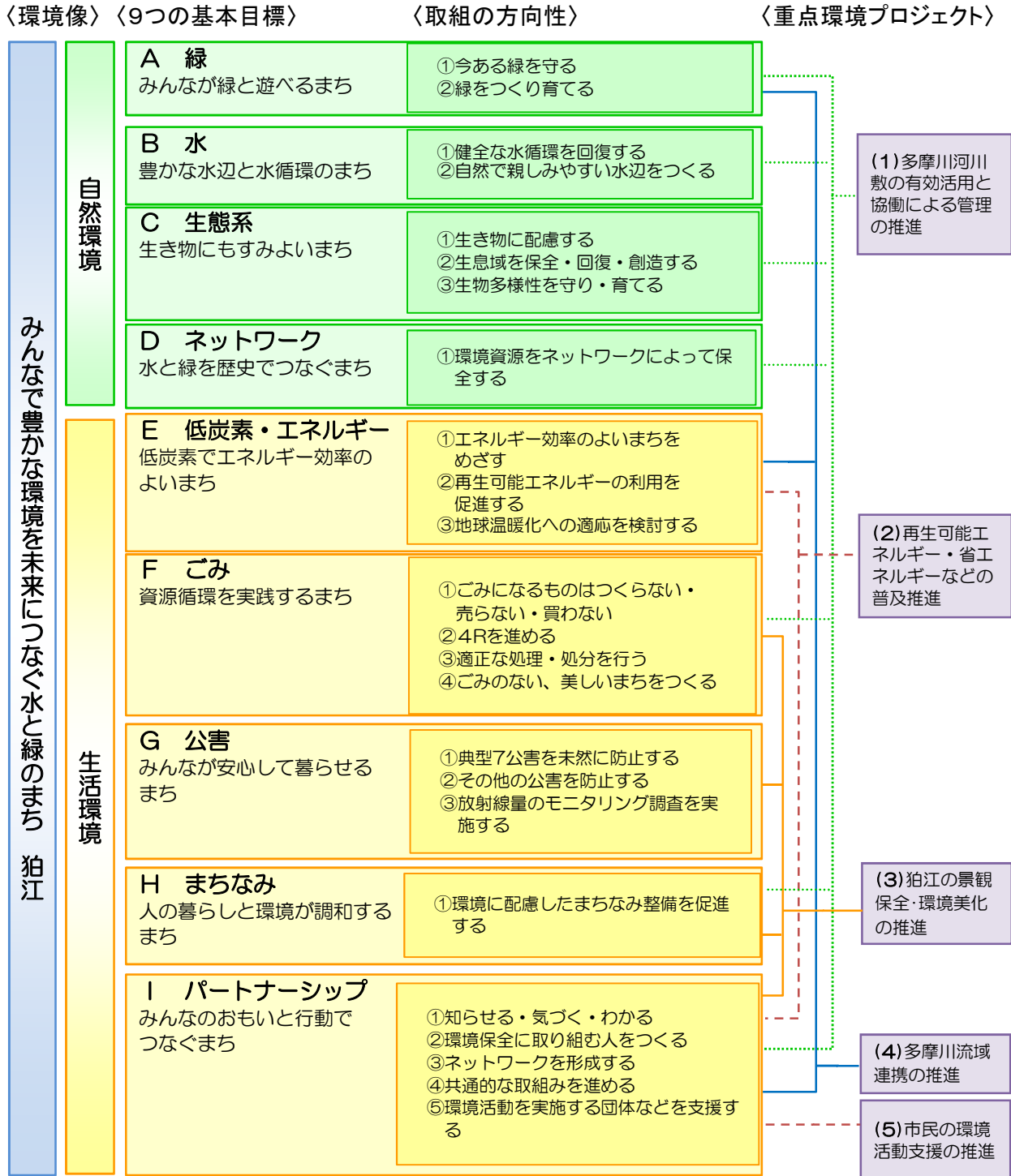
(1) 環境基本計画

狛江市環境基本計画（以下「環境基本計画」）は、狛江市環境基本条例第9条に基づき、平成11(1999)年に策定した前基本計画を受け継ぐ計画になります。狛江市第3次基本構想の施策を環境の側面から具体化するとともに、狛江市緑の基本計画等の関連計画と連携して環境施策の基本的な方向性を示しています。

平成24(2012)年度に改定した際には、狛江市の目指す環境像を「みんなで豊かな環境を未来につなぐ水と緑のまち 狛江」とし、基本目標の実現に向けた取組の方向性を示すとともに、特に重要となる取組を重点環境プロジェクトとして位置付けました。計画期間は平成25(2013)年度から平成31(2019)年度までの7年間です。

計画の体系図は以下のとおりです。

【環境基本計画 体系図】



(2) 環境保全実施計画

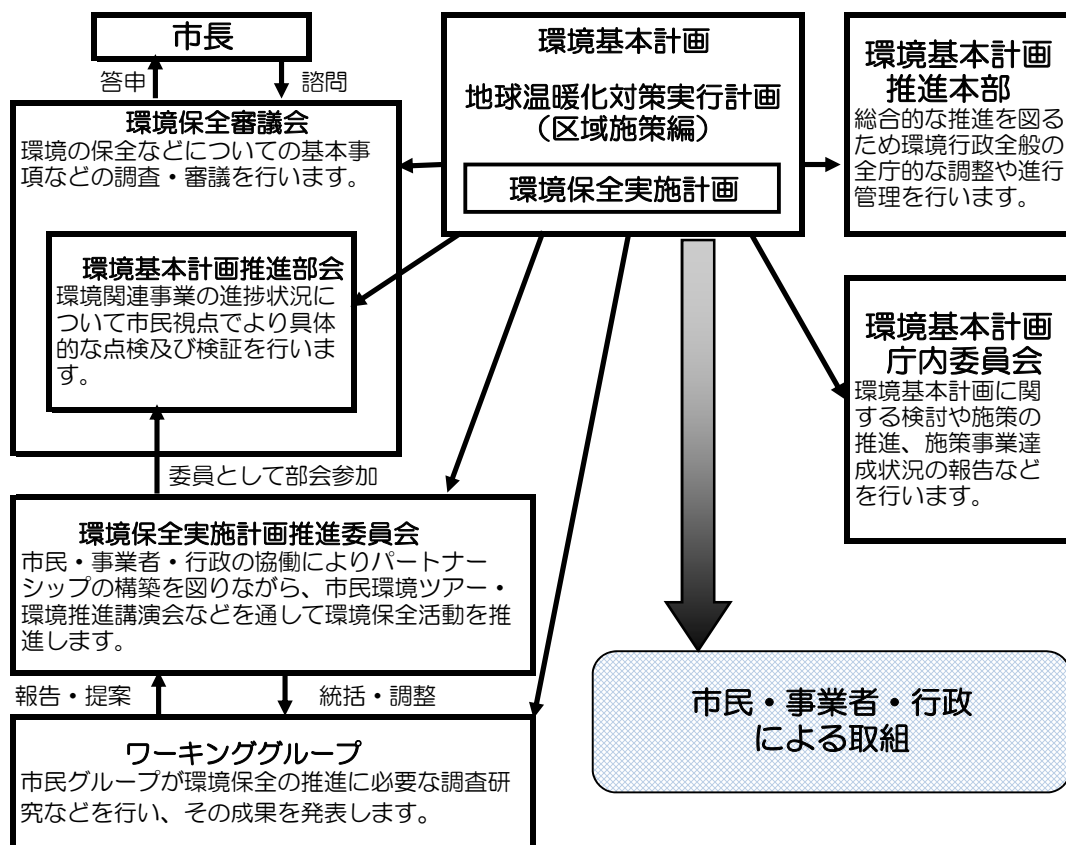
環境基本計画に位置付ける施策内容をより具体化するための計画が狛江市環境保全実施計画（以下「環境保全実施計画」）であり、平成11(1999)年に策定した環境基本計画に合わせて平成12(2000)年度に策定してから第4期まで定期的に策定し、環境保全に関する施策の推進に寄与してきました。

そして、平成24(2012)年度の環境基本計画の改定に合わせて、平成25(2013)年度以降毎年度、環境保全実施計画を策定しています。この計画においては、市民協働による計画の推進を強調するために市民、行政等の取組主体を並列し、また、より実効性のある実施計画とするため、各事業について年次計画を示しています。

なお、狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に位置付ける施策に関しても、環境基本計画と同様に推進しています。

(3) 環境基本計画及び環境保全実施計画の推進体制

環境基本計画及び環境保全実施計画は、以下の体制で推進しています。



〈環境基本計画及び環境保全実施計画の推進組織〉

	組織	構成員
行政の組織	環境基本計画推進本部	副市長(本部長)、部長職
	環境基本計画庁内委員会	環境施策関連課の課長職
市民参加による組織	環境保全審議会	市民、事業者、学識経験者、市職員
	環境基本計画推進部会	市民、事業者、学識経験者
	環境保全実施計画推進委員会	市民、事業者、学識経験者、市職員
	ワーキンググループ	市民、事業者

※ワーキングの取組として、「緑ワーキンググループ」の活動は60ページ、「エネルギーワーキンググループ」の活動は83ページにそれぞれ掲載しています。

〈推進組織の開催状況〉

年 度	26	27	28	29	30
環境保全審議会	2	3	3	3	4
環境基本計画推進部会	2	2	4	2	2
環境基本計画推進本部	7	3	4	4	5
環境基本計画庁内委員会	3	2	4	2	4
環境保全実施計画推進委員会	7	7	7	7	7
緑ワーキンググループ	13	8	15	14	12
水ワーキンググループ	10	-	-	-	-
エネルギーワーキンググループ	34	23	27	25	25

※水ワーキンググループは平成26(2014)年度をもって活動を休止しています。

(4) 狛江のかんきょう

狛江のかんきょうは、環境基本条例第17条に基づき施策を評価し、同条例第21条に基づき施策の概要について、環境保全審議会の意見を聴き、公表するものとして位置付けられています。後述にて、環境基本計画に掲げる取組のうち、行政の取組み(施策・事業)について評価と概要を示します。

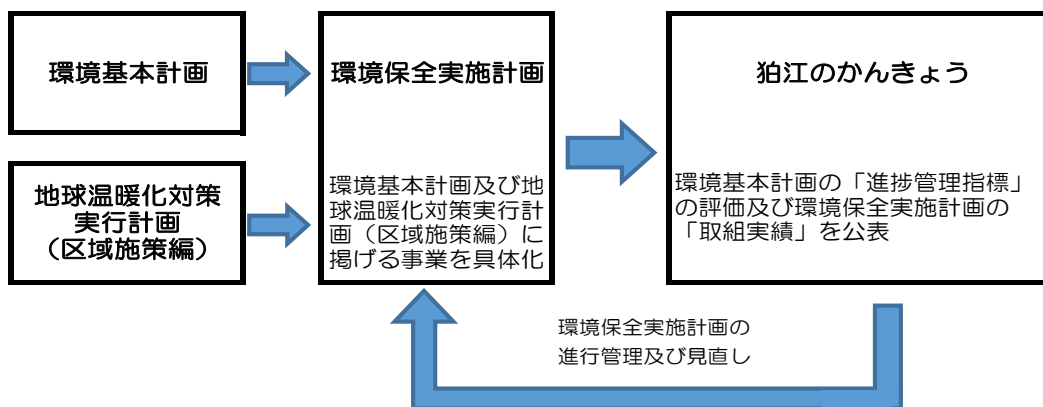
また、「狛江市環境保全実施計画」で定めた事業の当該年度の取組実績を公表します。

(5) 環境基本計画及び環境保全実施計画の進行管理

環境基本計画では、計画目標年次に達成すべき状況として、A～Iの基本目標がめざす地域像を象徴的に表すものと、市民による評価や取組状況を表すものを「施策目標」として示しています。

この「施策目標」の達成状況と「重点環境プロジェクト」の進捗状況を確認するため、それぞれ「進捗管理指標」を設定しており、その進捗状況を「狛江のかんきょう」で評価・公表するとともに、毎年度環境保全実施計画に反映させていきます。

〈環境保全実施計画の進行管理〉



進捗管理指標(平成28(2016)年度に見直し)

重点環境プロジェクト

(1)多摩川河川敷の有効活用と協働による管理の推進

- ・ 多摩川を活用した環境学習などのイベント開催数
- ・ バーベキューなど及び花火を行った者に対する過料徴収件数
- ・ 水辺の楽校参加者数
- ・ 多摩川統一清掃参加者数

(2)再生可能エネルギー・省エネルギーなどの普及推進

- ・ 再生可能エネルギー・省エネルギーなどの普及促進に関わるイベントの参加者数
- ・ 公共施設における太陽光発電設備の総容量
- ・ 公共施設における緑のカーテン設置箇所数

(3)狛江の景観保全・環境美化の推進

- ・ 多摩川統一清掃・野川美化清掃・狛江市クリーン大作戦におけるごみ・資源回収量
- ・ 美化・清掃、マナー違反監視活動などの団体数・活動参加者数
- ・ アドプト活動団体数、拠点数
- ・ 路上喫煙指導件数

(4)多摩川流域連携の推進

- ・ 山梨県小菅村をはじめとする流域との住民交流事業数
- ・ 山梨県小菅村をはじめとする流域での自然体験交流などの参加者数

(5)市民の環境活動支援の推進

- ・ 環境活動に対する支援件数

基本目標

A. 緑

- ・ 樹木数、樹林面積、生垣延長
- ・ 生産緑地面積、耕地面積

B. 水

- ・ 雨水浸透ます設置基数、雨水浸透施設設置基数
- ・ 浸透舗装面積、道路浸透舗装面積
- ・ 雨水利用設備設置件数
- ・ 地下水揚水量
- ・ 多摩川、野川の水質(生活環境項目:水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌群数)
- ・ せせらぎ整備面積
- ・ 水辺の楽校事業数、参加者数

C. 生態系

- ・ 生きもの調査会及びアレチウリ駆除などの生物多様性保全事業の参加者数

D. ネットワーク

- ・ 文化財指定件数
- ・ むいから民家園入園者数

E. 低炭素・エネルギー

- ・ 二酸化炭素(CO₂)排出量
- ・ 事業者の二酸化炭素(CO₂)排出量
- ・ 公共施設における二酸化炭素(CO₂)排出量
- ・ 低公害車保有割合

F. ごみ

- ・ 一人当たりのごみ排出量
- ・ 資源化率
- ・ 集団回収参加団体数

G. 公害

- ・ 市内の空間放射線量
- ・ 多摩川、野川の水質(生活環境項目:水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌群数)
- ・ 騒音レベル、振動レベル

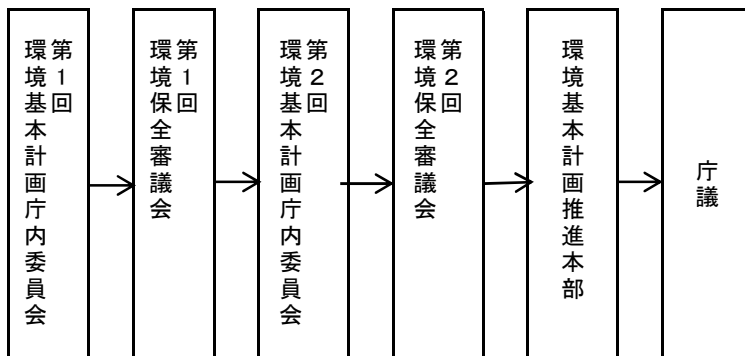
H. まちなみ

- ・ 放置自転車の撤去台数、違反屋外広告物の撤去回数

I. パートナーシップ

- ・ 学習参加者数(まなび講座)
- ・ 人材登録数(エコパートナーシップ制度)
- ・ 協働事業数
- ・ 登録団体数
- ・ 協働事業提案件数・協働実現数
- ・ アドプト活動団体数、拠点数

《参考》平成31(2019)年度「狛江のかんきょう(平成30年度実績)」作成スケジュール



Ⅲ 環境保全の取組 (評価と実績)

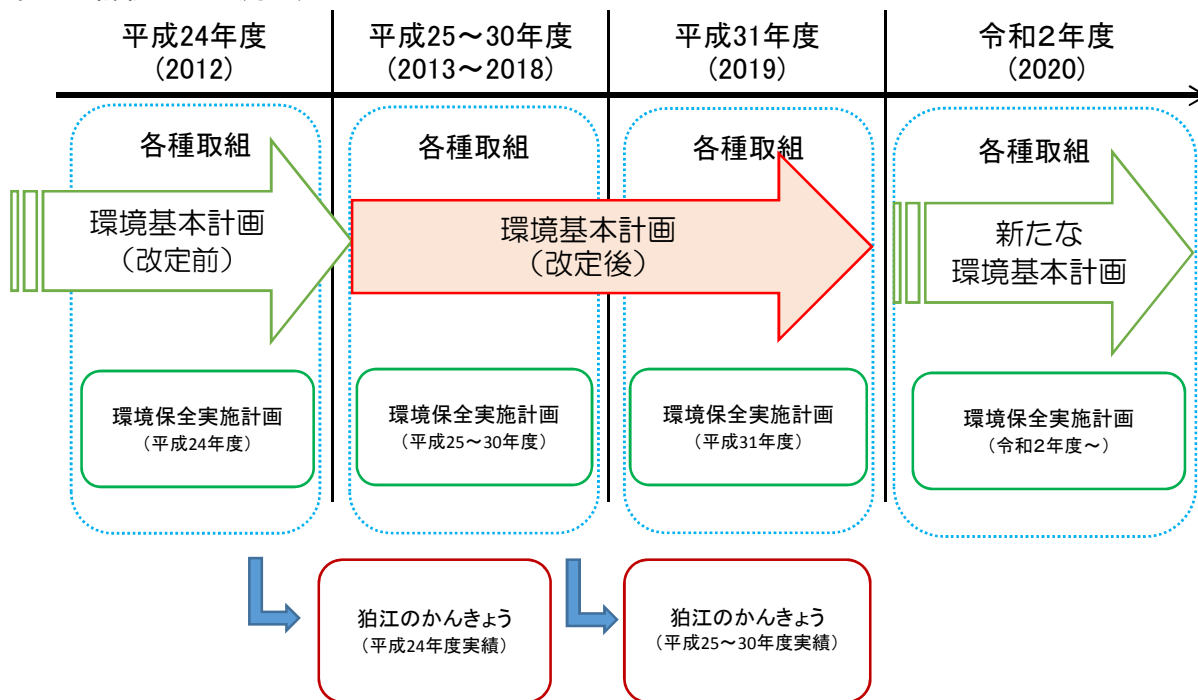
Ⅲ 環境保全の取組（評価と実績）

1. 計画の評価

(1) 計画の評価

「狛江のかんきょう」では、環境基本計画の「進捗管理指標」の評価及び環境保全実施計画の「取組実績」を公表することにより、環境保全実施計画の進行管理及び見直しを図ります。

〈取組から評価までの流れ〉



(2) 評価の方法

評価は下表の評価基準に基づき行われ、評語は「A」から「D」の4段階としています。また、何に対して評価するか等の具体的な目標・評価の方向については、各進捗管理指標に個別で設定されています。なお、「—」は特段の理由や事情により、現在において評価が不可能な指標に付けます。

〈評価の基準〉

評語	評価基準	目安 平成29(2017)年度比
A	これまでの実績に上乗せされた。もしくは取組が進んだ。	1.1倍以上
B	現状維持(顕著な増減なし)	0.9～1.1倍
C	これまでの実績より後退した。もしくは取組が後退した。	0.9倍未満
D	未実施	未実施
—	現在において評価が不可能なもの	特に無し

※平成26(2014)年7月より市において評価基準が統一され、平成26(2014)年度実績より5段階評価から4段階評価に変更しています。

(3)環境基本計画の進捗管理指標の評価一覧

環境基本計画で定める重点環境プロジェクト及び基本目標には、施策の進捗状況を確認していくための進捗管理指標が設定されています。

下表「重点環境プロジェクトに関する進捗管理指標の評価一覧」は、重点環境プロジェクトの達成のための環境施策に関する一覧表になります。表には「重点環境プロジェクト」、「進捗管理指標」、「総合評価」、「目標・評価の方向(何に対して評価するか)」、「掲載ページ」を記載しています。

次ページの表「基本目標に関する進捗管理指標の評価一覧」は、基本目標の達成のための環境施策に関する一覧表になります。表には「環境像」、「基本目標」、「進捗管理指標」、「総合評価」、「目標・評価の方向(何に対して評価するか)」、「掲載ページ」を記載しています。

なお、各指標の詳細なデータ等については、後述する「2. 重点環境プロジェクト及び基本目標別事業の取り組み実績」でご覧になれます。

※平成26(2014)年7月より市において評価基準が統一され、平成26(2014)年度実績より評価基準が5段階から4段階に変更しています。

評価基準	内容	目安 平成29年度比	H29 事業数 (件)	H30 事業数 (件)
A	これまでの実績に上乗せされた。もしくは取組が進んだ。	1.1倍以上	14	8
B	現状維持(顕著な増減なし)	0.9~1.1倍	23	27
C	これまでの実績より後退した。もしくは取組が後退した。	0.9倍未満	6	8
D	未実施	未実施	-	-
—	現在において評価が不可能なもの	特に無し	-	-

【重点環境プロジェクトに関する進捗管理指標の評価一覧】

重点環境プロジェクト	進捗管理指標	H29 総合 評価	H30 総合 評価	目標・評価の方向(何に対して評価するか)	掲 載 ペー ジ
(1) 多摩川河川敷の有効活用と協働による管理の推進	① 多摩川を活用した環境学習などのイベント開催数	A	B	多摩川での開催イベントの回数が前年度より増えること	26
	② バーベキューなど及び花火を行った者に対する過料徴収件数	A	A	過料徴収件数が0件であること	26
	③ 水辺の楽校参加者数	B	B	水辺の楽校参加者数が前年度の参加者数より増えること	26
	④ 多摩川統一清掃参加者数	B	B	多摩川統一清掃の参加者数が前年度の参加者数より増えること	27
(2) 再生可能エネルギー・省エネルギーなどの普及推進	① 再生可能エネルギー・省エネルギーなどの普及促進に関わるイベントへの参加者数	B	A	再生可能エネルギー・省エネルギーなどの普及促進に関わるイベントへの参加者数が前年度より増えること	32
	② 公共施設における太陽光発電設備の総容量	B	B	公共施設における太陽光発電設備の総容量が前年度の総容量より増えること	32
	③ 公共施設における緑のカーテン設置箇所数	A	B	公共施設における緑のカーテンの総設置箇所数が前年度の総数より増えること	32
(3) 狛江の景観保全・環境美化の推進	① 多摩川統一清掃・野川美化清掃・クリーン大作戦におけるごみ・資源回収量	A	B	多摩川統一清掃・野川美化清掃・クリーン大作戦におけるごみ・資源回収量が前年度の回収量より減ること	38
	② 美化・清掃、マナー違反監視活動などの団体数・活動参加者数	B	C	団体の総数が前年度の総数より増えること・活動参加者数が前年度の総数より増えること	38
	③ アドプト活動団体数、拠点数	B	C	市内のアドプト活動団体数、拠点数が前年度の総数より増えること	39
	④ 路上喫煙指導件数	A	A	1日平均の路上喫煙指導件数が前年度より減ること	39
(4) 多摩川流域連携の推進	① 山梨県小菅村をはじめとする流域との住民交流事業数	B	B	事業数が前年度に行われた事業数より増えること	46
	② 山梨県小菅村をはじめとする流域での自然体験交流などの参加者数	A	C	参加者数が前年度の参加者数より増えること	46
(5) 市民の環境活動支援の推進	① 環境活動に対する支援件数	B	B	環境活動に対する支援件数が前年度の支援件数より増えること	50

【基本目標に関する進捗管理指標の評価一覧】

環境像	基本目標	進捗管理指標	H29 総合 評価	H30 総合 評価	目標・評価の方向(何に対して評価するか)	掲載 ページ	
みんな で 豊 か な 環 境 を 未 来 に つ な ぐ 水 と 緑 の ま ち 狛 江	A. 緑 みんなが緑と遊べるまち	① 樹木数、樹林面積、生垣延長	C	B	市内の保存樹木の本数、樹林地の面積及び生垣の延長が前年度の総本数、総面積及び総延長より増えること	55	
		② 生産緑地面積、耕地面積	B	B	市内の生産緑地面積、耕地面積が前年度の総面積より減らないこと	55	
	B. 水 豊かな水辺と水循環のま ち	自然環境	① 雨水浸透ます設置基数、雨水浸透施設設置基数	A	A	市内の開発行為等に伴い設置される雨水浸透施設が前年度の総数より増えること	62
			② 浸透舗装面積、道路浸透舗装面積	A	A	市内の開発行為等に伴い整備される浸透舗装等が前年度の総面積より増えること	62
			③ 雨水利用設備設置件数	B	B	市内の雨水利用設備の設置件数が前年度の総数より増えること	63
			④ 地下水揚水量	A	B	地下水涵養のため、市内の井戸の揚水量が規制基準値以下であること	64
			⑤ 多摩川、野川の水質(生活環境項目:水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、溶存酸素量、大腸菌群数)	C	C	多摩川・野川の水質が環境基準値以下であること	64
			⑥ せせらぎ整備面積	B	B	市が管理しているせせらぎの面積が前年度の総面積より減らないこと	65
			⑦ 水辺の楽校事業数、参加者数	B	B	事業数、参加者数が前年度の事業数、参加者数より増えること	65
	C. 生態系 生き物にもすみよいまち	① 生きもの調査会及びアレチウリ駆除などの生物多様性保全事業の参加者数	A	B	市民主体による生きもの調査会及びアレチウリ駆除などの生物多様性保全事業の参加者数が前年度より増えること	71	
	D. ネットワーク 水と緑を歴史でつなぐま ち	生活環境	① 文化財指定件数	B	B	文化財指定件数が前年度より増えること	76
			② むいから民家園入園者数	C	B	むいから民家園の入園者が前年度の入園者より増えること	76
	E. 低炭素・エネルギー 低炭素でエネルギー効 率のよいまち	生活環境	① 二酸化炭素(CO ₂)排出量	A	B	市内の二酸化炭素(CO ₂)排出量が前年度より減ること(オール東京62区市町村共同事業が公表する最新データを活用)	79
			② 事業者の二酸化炭素(CO ₂)排出量	B	B	市内の事業者の二酸化炭素(CO ₂)排出量が前年度より減ること(東京都環境局が公表する最新データを活用)	79
			③ 公共施設における二酸化炭素(CO ₂)排出量	C	B	市内の公共施設における二酸化炭素(CO ₂)排出量が前年度より減ること	80
			④ 低公害車保有割合	A	A	市内の登録自動車数における電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリット車・天然ガス車・ハイブリッド車の割合が前年度より増えること	80
	F. ごみ 資源循環を実践するまち	生活環境	① 一人当たりのごみ排出量	B	B	市民一人当たりのごみ排出量が前年度の排出量より減ること	85
			② 資源化率	B	B	ごみの資源化率(ごみの総排出量のうち、総資源化量が占める割合)が前年度の資源化率より上がる	85
			③ 集団回収参加団体数	B	B	市内の集団回収参加団体数が前年度の団体数より増えること	85
	G. 公害 みんなが安心して暮らせ るまち	生活環境	① 市内の空間放射線量	B	B	市内の空間放射線量が0.23μSv/hを下回っていること	92
② 多摩川、野川の水質(生活環境項目:水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、溶存酸素量、大腸菌群数)			C	C	多摩川・野川の水質が環境基準値以下であること	92	
③ 騒音レベル、振動レベル			B	B	騒音・振動レベルの各測定点の最大値が要請限度以下であること	93	
H. まちなみ 人の暮らしと環境が調和 するまち	① 放置自転車の撤去台数、違反屋外広告物の撤去回数	A	A	放置自転車の撤去台数、違反屋外広告物の撤去回数が前年度の撤去台数、撤去回数より減ること	99		
I. パートナーシップ みんなのおもいと行動で つなぐまち	生活環境	① 学習参加者数(まなび講座)	A	C	環境に関するまなび講座などの学習参加者が前年度の参加者数より増えること	103	
		② 人材登録数(エコパートナーシップ制度)	B	B	環境に関する人材登録の総数が前年度の総数より増えること	103	
		③ 協働事業数	B	A	環境に関する協働事業の総数が前年度の総数より増えること	103	
		④ 登録団体数	B	B	環境に関する登録団体の総数が前年度の総数より増えること	104	
		⑤ 市民協働事業提案件数・協働実現数	C	C	環境に関する市民協働事業提案件数、協働実現数の件数が前年度の件数より増えること	104	
		⑥ アドプト活動団体数、拠点数	B	C	市内のアドプト活動団体数、拠点数が前年度の総数より増えること	104	

2. 重点環境プロジェクト及び基本目標別事業の取組実績

本項目では、重点環境プロジェクト及び基本目標別事業の取組実績を記載しています。

「2-(1)平成30(2018)年度の重点環境プロジェクトの取組について」及び「2-(2)平成30(2018)年度の基本目標別事業の取組について」では、環境基本計画で掲げる5つの重点環境プロジェクトや9つの基本目標の概要について説明した上で、同目標に係る進捗管理指標とその評価、実施計画で定めた各事業における取組実績と関連指標を示しています。

重点環境プロジェクト及び基本目標で定めた各進捗管理指標については、下例のとおり「総合評価」、「目標・評価の方向」、「評価の理由」、「総合評価に係る関連データ」を記載しています。

○進捗管理指標の記載例

《進捗管理指標》

各指標名、各指標の目標・評価の方向、評価の理由及び総合評価を記載しています。

①生きもの調査会及びアレチウリ駆除などの生物多様性保全事業の参加者数

H29総合評価

A

H30総合評価

B

[目標・評価の方向]

市民主体による生きもの調査会及びアレチウリ駆除などの生物多様性保全事業の参加者数が前年度より増えること

[評価の理由]

今年度は前年度に比べて顕著な増減は見られないことからB評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
調査等実施回数(回)	4	5	6	7	7
参加者数(人)	124	195	364	414	390

H29評価

A

A

H30評価

B

B

進捗管理指標の総合評価に係る関連データを記載しています。

進捗管理指標の総合評価に係る関連データの項目別評価を記載しています。

資料: 環境政策課

重点環境プロジェクト及び基本目標で定めた各実施計画における取組実績と関連指標については、下例のとおり「事業No及び事業名」、「事業目的及び事業展開の考え方」、「取組実績」、「担当課」、「関連指標」を記載しています。

○実施計画における取組実績と関連指標の記載例

《実施計画における取組実績と関連指標》												
事業No.1 水質のモニタリング調査		実施計画掲載事業の取組実績等について記載しています。 事業No.は平成30(2018)年度計画のNo.です。										
事業目的及び事業展開の考え方	取組実績				担当課							
多摩川と野川の流域自治体で連携し河川の水質の合同調査等を行い、広域的に河川の水質を監視する。	多摩川と野川の流域の各区市で構成された多摩川水系連絡協議会によりそれぞれの川において年2回水質合同調査を行った。 環境を考える会狛江市実行委員会により野川と多摩川において年4回水質調査を行った。				環境政策課							
<関連指標:多摩川の水質> ← <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="6">各事業に関連した統計資料等を記載しています。</td> </tr> </table>		各事業に関連した統計資料等を記載しています。										
各事業に関連した統計資料等を記載しています。												
年 度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	環境基準(B類型河川)						
水素イオン濃度(pH)	7.7	7.7	8.0	7.4	7.3	6.5～8.5						
溶存酸素量(DO)(mg/l)	9.4	10.0	10.2	9.6	8.9	5mg/l以上						
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/l)	1.2	1.9	0.9	0.9	0.8	3mg/l以下						
浮遊物質(SS)(mg/l)	1.0	3.5	3.0	4.5	<1.5	25mg/l以下						
大腸菌群数(MPN/100ml)	5,150	15,950	19,000	35,000	31,500	5,000MPN/100ml						
資料:環境政策課												

2-(1)平成30(2018)年度の重点環境プロジェクトの取組について

重点環境プロジェクト「河川敷」

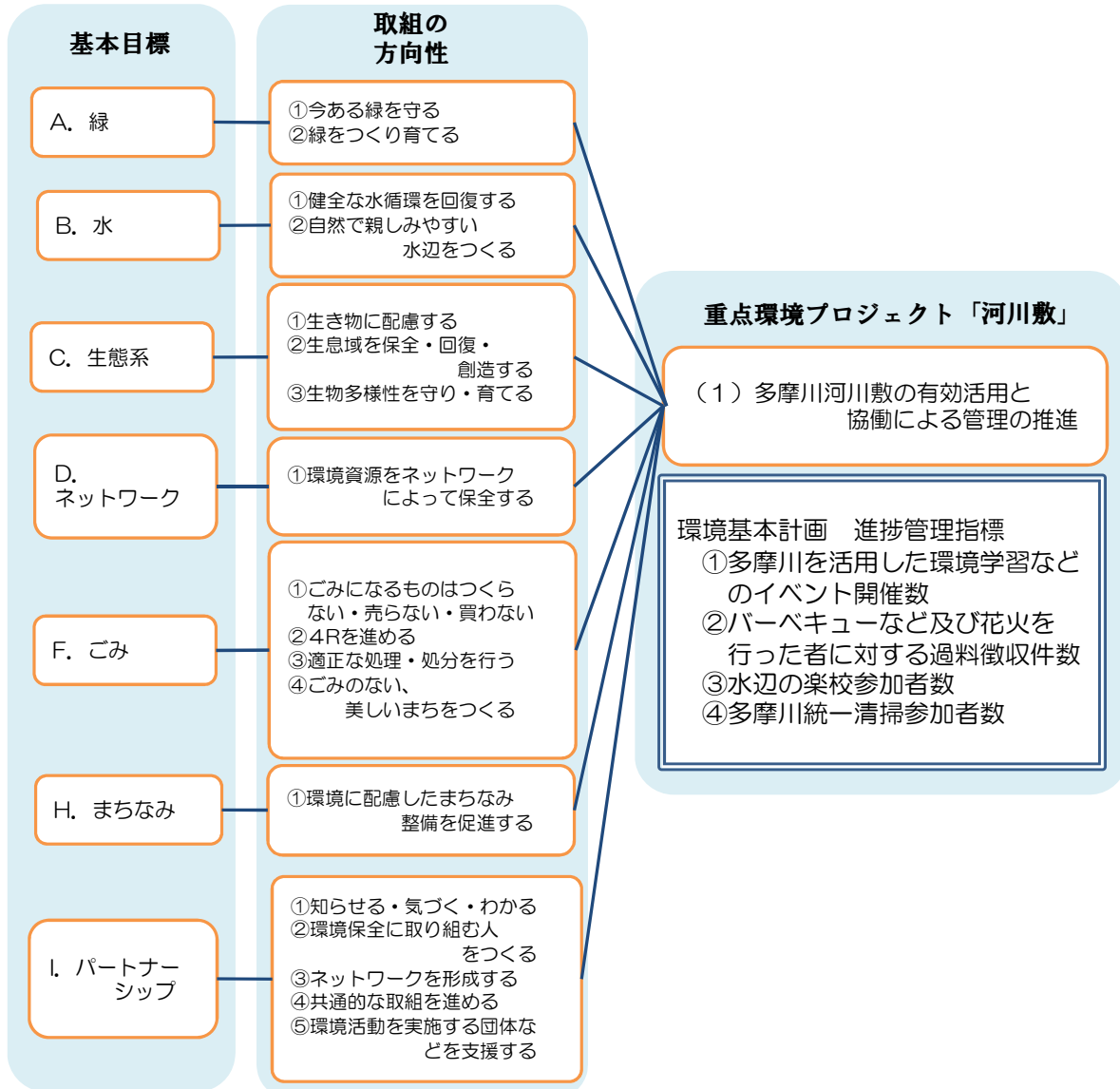
(1) 多摩川河川敷の有効活用と協働による管理の推進

プロジェクトの背景と方向性（概要）

狛江市では狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例を制定し、環境保全の強化に努めるとともに、河川敷の有効活用について検討を重ねています。

多くの市民が多摩川の価値を実感し、自らの共有財産として守り育て、狛江市の環境まちづくりにつなげていくため、その自然資源の有効活用と市民参加・協働による管理を推進します。

《事業体系図》



～平成30(2018)年度の総括～

「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」を適切に運用したことで、同条例に基づく過料徴収件数が累積で0件となり、多摩川河川敷の適正管理を維持することができました。

2,000人以上の市民が参加した多摩川統一清掃等の実施により、市民意識の高まりを改めて確認・共有できたことに加え、環境保全に向けた市民協働を進めることができました。

多摩川利活用の推進施策の一環として、駐車場及びドッグランの暫定運用を継続するとともに、市民アンケートやフォーラムを実施し、本格設置に向けた検証を行いました。（駐車場については平成30(2018)年5月末まで実施し、試験運用を終了）

今後も引き続き、市民参加・協働による適正管理と効果的な利活用を進めていきます。

《進捗管理指標》

①多摩川を活用した環境学習などのイベント開催数

H29総合評価
A

H30総合評価
B

[目標・評価の方向]

多摩川での開催イベントの回数が前年度より増えること

[評価の理由]

環境学習の件数は前年度の件数から顕著な増減が見られず、また多摩川河川敷使用申請数は前年度から減少してはいるものの例年通りの件数となったためB評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

	年 度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	H29評価	H30評価
環境学習(水辺の楽校関連)	開催数(回)	86	86	80	66	65	B	B
多摩川河川敷使用申請	件数(件)	75	83	95	127	107	A	B

資料:環境政策課

②バーベキューなど及び花火を行った者に対する過料徴収件数

H29総合評価
A

H30総合評価
A

[目標・評価の方向]

過料徴収件数が0件であること

[評価の理由]

今年度の過料徴収件数が0件だったため、当該指標の目標が達成できたとし、A評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

年 度	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	H29評価	H30評価
過料徴収件数(件)	0	0	0	0	A	A

資料:環境政策課

③水辺の楽校参加者数

H29総合評価
B

H30総合評価
B

[目標・評価の方向]

水辺の楽校参加者数が前年度の参加者数より増えること

[評価の理由]

今年度と前年度の参加者数に顕著な増減は見られないことからB評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

年 度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	H29評価	H30評価
延べ参加者数(人)	4,064	2,982	2,990	2,406	2,400	B	B

資料:環境政策課

④多摩川統一清掃参加者数

H29総合評価
B

H30総合評価
B

[目標・評価の方向]

多摩川統一清掃の参加者数が前年度の参加者数より増えること

[評価の理由]

今年度と前年度の参加者数に顕著な増減は見られないことからB評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

年 度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
参加者数(人)	1,847	1,860	2,164	2,023	2,136

H29評価
B

H30評価
B

資料:環境政策課・清掃課

《実施計画における取組実績と関連指標》

事業No.1 水質のモニタリング調査

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
多摩川と野川の流域自治体で連携し河川の水質の合同調査等を行い、広域的に河川の水質を監視する。	多摩川と野川の流域の各区市で構成された多摩川水系連絡協議会によりそれぞれの川において年2回水質合同調査を行った。 環境を考える会狛江市実行委員会により野川と多摩川において年4回水質調査を行った。	環境政策課

<関連指標:多摩川の水質>

年 度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	環境基準(B類型河川)
水素イオン濃度(pH)	7.7	7.7	8.0	7.4	7.3	6.5~8.5
溶存酸素量(DO)(mg/l)	9.4	10.0	10.2	9.6	8.9	5mg/l以上
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/l)	1.2	1.9	0.9	0.9	0.8	3mg/l以下
浮遊物質(SS)(mg/l)	1.0	3.5	3.0	4.5	<1.5	25mg/l以下
大腸菌群数(MPN/100ml)	5,150	15,950	19,000	35,000	31,500	5,000MPN/100ml

資料:環境政策課

<関連指標:野川の水質>

年 度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	環境基準(D類型河川)
水素イオン濃度(pH)	7.3	7.1	7.3	7.1	7.5	6.5~8.5
溶存酸素量(DO)(mg/l)	10.0	9.3	11.0	10.3	11.0	2mg/l以上
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/l)	1.2	2.8	1.0	1.0	<0.9	8mg/l以下
浮遊物質(SS)(mg/l)	2.5	3.0	4.0	5.0	<1.5	100mg/l以下
大腸菌群数(MPN/100ml)	12,000	4,900	9,450	15,000	19,500	

資料:環境政策課

事業No.2 多摩川河川敷の環境保全の推進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例により多摩川河川敷におけるバーベキュー等及び花火を禁止することで、多摩川河川敷の環境保全を図る。また、多摩川統一清掃を継続して実施することで、自然生態系の回復や河川環境の向上を図る。	狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例に基づき、環境保全を図った。 多摩川統一清掃では、清掃に併せて多摩川の生物多様性について理解を深めてもらうため、水辺の楽校の活動報告パネル、生きもの図鑑、市の取組紹介パネル、魚やエビなどの生きものを入れた水槽、アライグマ・ハクビシンの剥製を展示した。また、平成29(2017)年度からアライグマ・ハクビシンの目撃情報マップを展示している。	環境政策課

<関連指標:バーベキューなど及び花火を行った者に対する過料徴収件数>

年 度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
過料徴収件数(件)	0	0	0	0	0

資料:環境政策課

<関連指標:多摩川統一清掃回収ごみ量・参加者数>

年 度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
可燃ごみ(kg)	360	210	435	250	380
不燃ごみ(kg)	160	140	230	40	180
ビン(kg)	20	10	10	10	20
缶(kg)	30	20	10	20	30
ペットボトル(kg)	20	10	20	20	30
合計(kg)	590	390	705	340	640
参加者数(人)	1,847	1,860	2,164	2,023	2,136

資料:環境政策課・清掃課

事業No.3 多摩川河川敷の利活用に関する検討

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
市の貴重な自然資源である多摩川の利活用を推進するため、利活用計画を策定するとともに、観光協会等とも連携した取組を実施することで、多摩川河川敷における産業の発展と文化の向上等の観光事業の振興に寄与する。	多摩川で長年、ボート業を営んでいたたまりやが休業となってしまったが、観光協会としても早期に営業を再開できるように検討を進めている。	地域活性課
	多摩川の具体的な活用策等について、多摩川利活用実施計画を改定した。多摩川利活用推進施策の一環として行っている駐車場及びドッグランについて、暫定運用としての運営を継続した(駐車場は平成30(2018)年5月27日まで)。また、多摩川利活用推進フォーラムを開催し、駐車場やドッグランに関することも含めて市民の意見の収集を図った。	環境政策課

<関連指標:多摩川河川敷の活用状況>

管理地等	面積(m ²)	備考
多摩川五本松樹林地	3,482.22	平成8年12月取得
自由ひろば(公園及びモニュメントの管理)	8,113.59	平成11年9月占用
狛江水辺の楽校	—	平成13年4月開校
タカの森(樹林地)	656.60	平成14年12月寄付
五本松水辺の楽校	12,000.00	平成15年5月開校
多摩川河川敷包括占用区域	70,187	平成24年4月占用

資料:環境政策課

事業No.4 多摩川河川敷におけるイベントの推進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
狛江古代カップ多摩川いかだレースやスポーツイベントを推進することで、河川敷の有効利用を促進し、自然資源としての価値を高める。	狛江古代カップ第28回多摩川いかだレース(平成30(2018)年7月15日開催)において、同実行委員会と共催した。	地域活性課
	多摩川の自然を活かし、河川敷で早朝ピラティスを実施した。	社会教育課

<関連指標:多摩川河川敷使用申請状況>

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
使用申請件数(件)	75	83	95	127	107

資料:環境政策課

事業No.5 多摩川での自然体験学習の推進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
水辺の楽校による自然観察会、環境保全活動等の自然体験学習を開催し、環境保全に関する理解を深める。また、多摩川の生物多様性を学び、保全を推進していくため、生きもの調査会及び特定外来生物であるアレチウリの駆除活動を実施する。	水辺の楽校による自然観察会、環境保全活動等の自然体験学習を実施した。また、多摩川における生きもの調査会を2回実施するとともに、特定外来生物であるアレチウリ駆除活動を3回実施した。内1回は、小学校の協力の下、環境学習の授業の一環で実施した。	環境政策課
	藤塚保育園、駒井保育園、駄倉保育園及び三島保育園が水辺の楽校に参加した。	児童青少年課

<関連指標:水辺の楽校事業数・参加者数>

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
事業開催数(回)	48	57	49	42	42
延べ参加者数(人)	4,064	2,982	2,990	2,406	2,400

資料:環境政策課

<関連指標:多摩川流域での自然体験交流などの参加者数>

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
多摩川源流体験教室参加者数(人)	47	55			
小菅村環境保全ツアー参加者数(人)		11	21	27	20
多摩川の源流「水干」探訪ツアー参加者数(人)				15	10

資料:環境政策課

*平成28(2016)年度より多摩川源流体験教室は小菅村環境保全ツアーに変更となりました。

事業No.6 生き物のモニタリング調査の実施

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
継続的なモニタリング調査を実施することにより、市内の生き物の生育環境を把握し、保全を図る。また、多摩川に繁茂し、生態系への影響が強い特定外来生物であるアレチウリの駆除活動などにより生物多様性保全に努めていく。	市民主体による生きもの調査会を、多摩川と野川で年2回実施するとともに、生物多様性地域戦略策定に向け、市内の生きもの調査を行った。 また、多摩川に繁茂し、生態系への影響が大きい特定外来生物であるアレチウリの駆除活動を3回実施した。内1回は、小学校の協力の下、環境学習の授業の一環で実施した。	環境政策課

<関連指標:生きもの調査・観察会等の実施回数・参加者数>

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
調査等実施回数(回)	4	5	6	7	7
参加者数(人)	124	195	364	414	390

資料:環境政策課

重点環境プロジェクト「エネ」

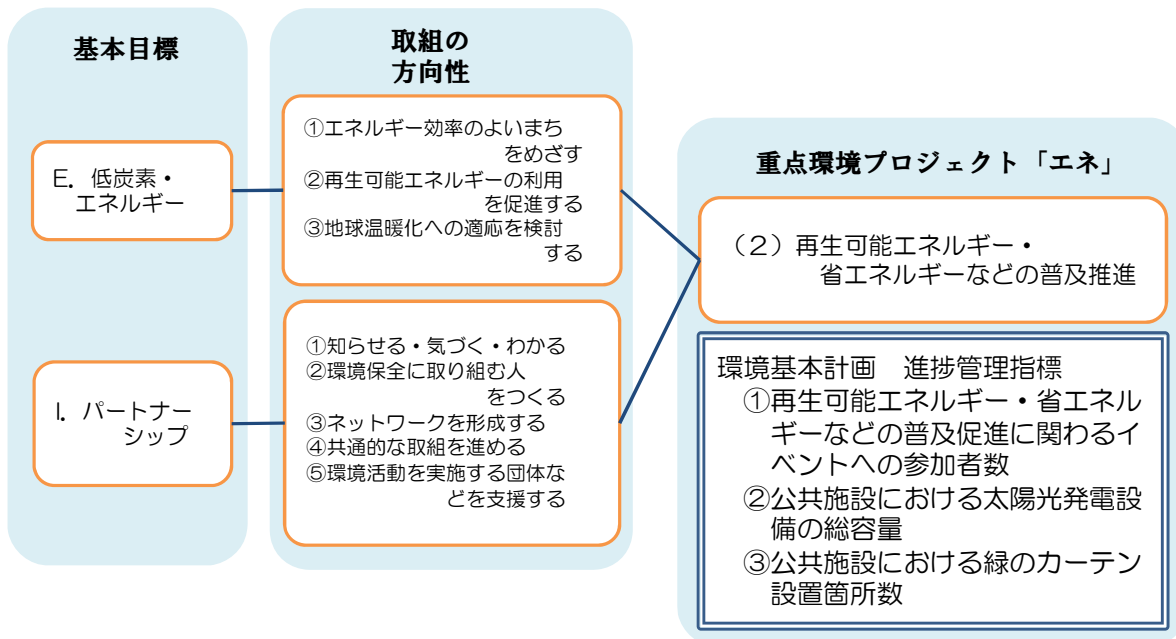
(2) 再生可能エネルギー・省エネルギーなどの普及推進

プロジェクトの背景と方向性（概要）

地球温暖化や災害時の電力確保などを背景に、誰もがエネルギーの使用・選択、そして、今日のライフスタイルについて再考が求められています。また、家庭や事業所における再生可能エネルギー設備の導入、省エネルギーの普及を推進していくことも求められています。

多くの市民・事業者がエネルギーについて考えるための情報提供や環境整備、再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギーの促進を行うとともに、既に設備などを導入している市民・事業者などが普及拡大に貢献する仕組みを築きます。

《事業体系図》



～平成30（2018）年度の総括～

狛江市地球温暖化対策実行計画の目標を実現するため、公共施設の改修などを行う際に、再生可能エネルギー・省エネルギー機器の設置を行いました。また、公共施設において緑のカーテンの拡充や、狛江市街路灯等LED化事業により市内全域の街路灯と公園灯をLED化する等、CO2排出量の削減に努めました。さらに、ライトダウンキャンペーンへの参加に加え、市内公共施設でのクールシェアやカーシェアリングの実施等、環境負荷低減に係る取組を継続しています。

市民への再生可能エネルギー・省エネルギーの普及促進に向けて、打ち水イベントや講演会等のイベント、太陽エネルギー利用機器や家庭用燃料電池等の設置助成制度を実施しました。加えて、同助成制度を活用して太陽光発電システムを設置した市民を対象に、設備の設置状況や蓄電池の購入の検討状況などを同アンケートを実施しました。今後は、アンケートの結果等を踏まえ、時代に合わせた助成内容の検討等を進めます。

《進捗管理指標》

①再生可能エネルギー・省エネルギーなどの普及促進に関わるイベントへの参加者数

H29総合評価
B

H30総合評価
A

[目標・評価の方向]

再生可能エネルギー・省エネルギーなどの普及促進に関わるイベントへの参加者数が前年度より増えること

[評価の理由]

今年度はイベントへの参加者数が前年度より53人増加したためA評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

年度	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
参加者数(人)	384	359	412

H29評価	H30評価
B	A

資料:環境政策課

②公共施設における太陽光発電設備の総容量

H29総合評価
B

H30総合評価
B

[目標・評価の方向]

公共施設における太陽光発電設備の総容量が前年度の総容量より増えること

[評価の理由]

今年度は前年度より総容量が微増したが、大きな数値の変化はなかったためB評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

年度	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
総容量(kW)	116.94	116.94	120.44

H29評価	H30評価
B	B

資料:施設課

③公共施設における緑のカーテン設置箇所数

H29総合評価
A

H30総合評価
B

[目標・評価の方向]

公共施設における緑のカーテンの総設置箇所数が前年度の総数より増えること

[評価の理由]

今年度の設置箇所数が前年度と同数のためB評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

年度	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
設置箇所数(件)	12	15	15

H29評価	H30評価
A	B

資料:環境政策課

《実施計画における取組実績と関連指標》

事業No.7 省エネルギー行動の実践・省エネルギー機器の設置

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
<p>家庭、事業所、公共施設等において省エネルギー行動を実践し、省エネルギーシステム・OA機器等を設置、省エネルギー改修をすることで、温室効果ガスの排出量を削減し、狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)の目標達成をめざす。</p>	省エネルギー型の複写機・パソコンに更新した。	総務課
	市内の公共施設を中心にライトダウンキャンペーンを実施した。また、家庭用燃料電池設置助成を行い、本制度のパンフレット及びHP等を活用して周知を図り、今年度は48件設置助成をした。 環境保全実施計画推進委員会による講演会「甚大化する気象災害と地球温暖化～私たちにできること～」を実施した。	環境政策課
	狛江市立岩戸児童センター改修工事、第五小学校放課後クラブ新築工事及び北部児童館新築工事において、それぞれLED照明、高効率空調機を設置した。	児童青少年課 施設課
	狛江第一小学校給食室増築等工事において、LED照明・高効率空調機を設置した。また、狛江第五小学校教室等整備工事において、LED照明を設置した。	学校教育課 施設課
	あいとびあセンター改修工事において、LED照明、高効率空調機を設置した。	健康推進課 施設課
	西河原公民館の大規模改修工事に伴い、LED照明、高効率空調機、全熱交換機、省エネルギータイプのEVを設置した。中央公民館は、順次LED電球へ交換している。	公民館 施設課

<関連指標:家庭用燃料電池の設置助成件数>

年度	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
家庭用燃料電池の助成件数(件)	20	35	48

資料:環境政策課

事業No.8 省エネルギーに関する方針等の策定

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
<p>節電に関する方針等を策定し、生活や経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で省エネルギー行動の実施を推進する。</p>	こまeco通信などにより、市民への省エネ意識の普及啓発を行った。また、公共施設における温室効果ガス排出量を集計し、地球温暖化対策実行計画推進状況報告書を作成した。	環境政策課
	狛江市立学校節電基本方針、今夏・今冬の電力供給対策及び省エネルギー対策を踏まえ、省エネルギー行動の実施を推進した。	学校教育課

※関連指標はありません

事業No.9 電気自動車の普及促進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
電気自動車用充電器の設置により、走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車の普及促進を図る。	市役所駐車場への充電器の設置により、ガソリン・軽油車を更新の際に電気自動車の導入の検討を各部署に依頼した。	環境政策課

<関連指標: 低公害車の導入状況> (平成31(2019)年3月31日時点) (単位: 台)

車種別	計	燃料別内訳 (軽自動車を除く)	燃料別	計	うち低排出ガス車 ※
小型貨物自動車	14		LPG・ガソリン	10	7
普通貨物自動車	2		軽油	10	3
乗用自動車	7		ハイブリッド	2	2
軽乗用自動車	4		天然ガス	0	0
軽貨物車	18		電気・燃料電池	1	1
乗合自動車	0		メタノール	0	0
総使用台数の合計	45		合計	23	13

資料: 環境政策課

※「低排出ガス車」とは、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車)、ガソリン自動車又はLPG自動車のうち新☆☆☆以上の低排出ガス車の認定を受けているもの、ディーゼル自動車のうち新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車、電気自動車、メタノール自動車及び燃料電池自動車のことを指します。

事業No.10 クールシェアの実施

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
涼しい空間を複数人で共有することにより、エアコン等空調設備の利用を減らし、使用電力を削減する。	庁舎に熱中症予防スポットを設置し、家庭用瞬間冷却剤を総合案内に用意した。	総務課
	各地域センターを熱中症予防スポットとして提供した。	地域活性課
	あいとびあセンターを公共施設の熱中症予防スポットとして開放した。また、空調設備の設定温度についての注意書きを掲示し、周知を図った。	健康推進課
	ビン・缶リサイクルセンターを熱中症予防スポットとして開放するとともに、入口及び施設内に熱中症予防スポットを周知するポスターを掲示した。	清掃課
	市民総合体育館ロビーを開放し、熱中症予防スポットを設置した。	社会教育課
	公民館を熱中症予防スポットとして開放するとともに、熱中症予防スポットを周知する館内掲示を行った。	公民館

<関連指標: 公共施設における熱中症予防スポット実施施設数>

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
熱中症予防スポット実施施設数(施設)	9	9	9	11	11

資料: 健康推進課

<関連指標: 市内の熱中症患者搬送者数> (単位: 人)

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
軽症	5	11	10	6	33
中等症	7	6	5	6	14
重症	0	1	0	0	3
重篤	0	0	0	0	0
合計	12	18	15	12	50

資料: 東京消防庁

事業No.11 カーシェアリング実施の検討

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
市内における車両を共有するカーシェアリングを推進することで、環境負荷の低減を図る。	市役所庁舎駐車場でカーシェアリングを運用した。	総務課

<関連指標：庁用車の台数> (台)

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
ガソリン	34	32	34	34	33
軽油	10	10	10	10	10
電気	1	1	1	1	2

資料：環境政策課

事業No.12 公共交通等の環境整備

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
コミュニティバスを運行し、市民全体の交通利便性の向上、まちの拠点へのアクセス改善、移動制約者への外出支援、またマイカー利用からの移行を促進する。	継続した事業実施及び利便性の向上について検討した。また、10周年となる記念イベントを実施し、事業の周知を図った。	道路交通課

<関連指標：コミュニティバスの乗車人数> (人)

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
乗車人数	178,530	193,811	200,143	194,636	196,040

資料：道路交通課

事業No.13 街路灯等のLED化の推進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
蛍光灯や水銀灯の街路灯等をLED化することで、使用電力の削減を行う。	商店街等における装飾街路灯等のLED化に対する補助事業の周知を図った。	地域活性課
	平成29(2017)年度に市内全ての公園灯をLED化し、それらの維持・管理を行った。	環境政策課
	平成29(2017)年度に市内全ての街路灯をLED化したが、それ以降に新設した街路灯も全てLEDで設置し、使用電力の削減を図った。	道路交通課

<関連指標：LED街路灯等の設置> (基)

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
市管理灯	135(695)	226(921)	47(968)	3,545(4,519)	23(4,542)
自治会等管理灯	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
商店会管理灯	75(304)	0(304)	0(304)	0(304)	0(304)
緑地照明灯	5(10)	5(15)	5(20)	91(113)	0(113)
公園照明灯	0(10)	0(10)	4(14)	136(159)	0(159)
堀上緑道照明灯	0(0)	0(0)	0(0)	17(17)	0(17)
野川サイクリング道路照明灯	0(1)	1(2)	1(3)	46(49)	0(49)
総基数	215(1020)	232(1252)	57(1309)	3,835(5161)	23(5184)

※()は累計

資料：道路交通課・環境政策課・地域活性課

※商店会管理灯に関しては狛江市特定施策推進型商店街事業の補助件数

※平成29(2017)年度に実施した狛江市街路灯等LED化事業に伴い、累計数値に誤差があります。また、狛江市街路灯等LED化事業とは市が管理する街路灯及び公園灯をメンテナンス付きのリース契約でLED灯へ交換する事業です。

事業No.14 再生可能エネルギー設備の導入推進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
再生可能エネルギー設備の普及促進を進めるため、再生可能エネルギー設備の導入に対して助成を行う。	太陽エネルギー利用機器の設置に対する助成を行い、本制度のパンフレット・HP等を活用して周知を図り、今年度は10件設置助成をした。また、環境保全実施計画推進委員会による講演会「甚大化する気象災害と地球温暖化～私たちにできること～」を実施した。	環境政策課

＜関連指標：太陽エネルギー利用機器の設置助成件数＞ (件)

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	累計
太陽光発電設備	24	31	25	8	10	98
太陽熱ソーラーシステム	0	0	0	0	0	0
太陽熱温水器	1	0	0	0	0	1

資料：環境政策課

事業No.15 公共施設への再生可能エネルギー利用機器の設置

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
公共施設の工事の際に、再生可能エネルギー利用機器を設置する。	(仮称)粕江市子育て・教育支援複合施設新築工事において、太陽光発電設備の設置を検討した。	施設課
	第五小学校放課後クラブ新築工事及び北部児童館新築工事において、太陽光発電設備を設置した。	児童青少年課 施設課
	粕江駅北口喫煙所の改修に伴い、太陽光発電設備と蓄電池設備を設置した。	環境政策課

＜関連指標：公共施設の再生可能エネルギー利用機器設置状況＞

発電分野	施設名	設置基数(基)	総容量(kW)	参考：年間発電量(kWh)
太陽光	駒井保育園	1	10.00	5,797.0
	庁舎	2	20.00	25,546.8
	岩戸地域センター	1	3.00	4,375.1
	和泉多摩川地区センター	1	3.00	3,979.6
	粕江第三小学校	2	20.00	22,456.4
	粕江第五小学校	1	10.00	11,319.2
	粕江第六小学校	2	20.00	26,488.1
	緑野小学校	2	1.44	未計測
	粕江第二中学校	1	15.00	12,333.0
	中学校給食センター	1	10.00	12,844.9
	第五小放課後クラブ	1	3.00	217.0
	北部児童館	1	5.00	293.0
風力	緑野小学校	2	2.50	未計測

※第五小放課後クラブは平成31(2019)年2月から、北部児童館は平成31(2019)年3月から発電を開始

資料：施設課・環境政策課

事業No.16 公共施設における再生可能エネルギー設備の見学

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備を見学する機会を市民に提供する。	まなび講座の1つとして「粕江の太陽光発電」を設けた。	施設課

※関連指標はありません

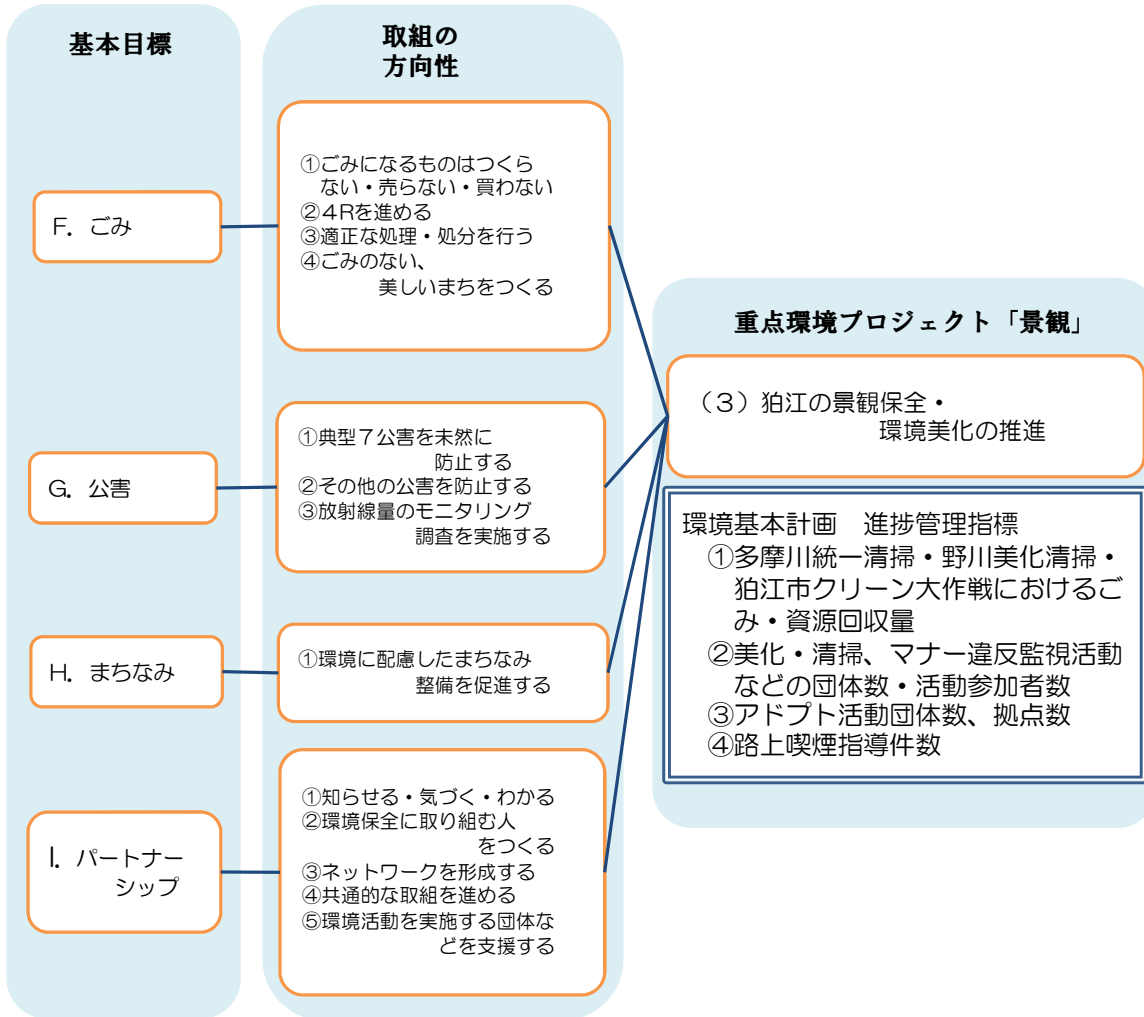
重点環境プロジェクト「景観」
 (3) 狛江の景観保全・環境美化の推進

プロジェクトの背景と方向性（概要）

狛江市では自然資源や歴史資源とともに街角に点在する緑や花などが良好な住宅としての景観を保っています。このような魅力を市民から募り紹介することで、まちの持つ良さを掘り起こすとともに、市民全体で共有するまちづくりを進めています。

また、清掃活動やポイ捨て防止対策を促進し、清潔で美しいまちづくりを進めていくことも重要になります。多くの市民が狛江市の身近な魅力を実感し、市民自らの共有財産として守り育て、狛江市の環境まちづくりにつなげていくため、市民参加による美化推進に取り組みます。

《事業体系図》



～平成30（2018）年度の総括～

多くの市民参加の中で河川やまちなかの清掃活動を行い、市民意識の醸成と環境美化に取り組みました。「狛江市路上喫煙等の制限に関する条例」を改正し、罰則の規定を追加するとともに、狛江駅北口喫煙所について喫煙スペースの高さ・広さを広げる改修を行い、路上喫煙の抑制を図りました。結果として指導件数を減らすことができ、環境保全を通じた地域の価値を向上することができました。

景観保全や環境美化への市民の関心を高めるため、保存樹木等の管理に対する奨励金の交付や民有地への緑化指導、「緑のまち推進補助制度」の周知、花とみどりの即売会での緑化相談等を実施しました。また、思いやりベンチを1基設置し、市民に愛される環境づくりに寄与しています。

今後も引き続き景観保全や環境美化の取組を行うほか、狛江市路上喫煙等の制限に関する条例などの適正な運用をはかり、狛江市の美しい景観を保っていきます。

《進捗管理指標》

①多摩川統一清掃・野川美化清掃・クリーン大作戦におけるごみ・資源回収量

H29総合評価
A

H30総合評価
B

[目標・評価の方向]

多摩川統一清掃・野川美化清掃・クリーン大作戦におけるごみ・資源回収量が前年度の回収量より減ること

[評価の理由]

多摩川統一清掃は今年度の回収量が増加となり、またクリーン大作戦については回収量が大幅減となったが、実施時期の変更によるごみの変化や参加人数の減少を考慮してB評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

《多摩川統一清掃》

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
可燃ごみ(kg)	360	210	435	250	380
不燃ごみ(kg)	160	140	230	40	180
ビン(kg)	20	10	10	10	20
缶(kg)	30	20	10	20	30
ペットボトル(kg)	20	10	20	20	30
合計(kg)	590	390	705	340	640

H29評価
A

H30評価
C

資料:環境政策課・清掃課

《野川美化清掃》

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
回収量(kg)	57.3	53.2	49.5	48.8	46.0

H29評価
B

H30評価
B

資料:環境政策課

《クリーン大作戦》

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
回収量(kg)	—	—	1,040	1,190	300

H29評価
B

H30評価
A

資料:環境政策課

②美化・清掃、マナー違反監視活動などの団体数・活動参加者数

H29総合評価
B

H30総合評価
C

[目標・評価の方向]

団体の総数が前年度の総数より増えること・活動参加者数が前年度の総数より増えること

[評価の理由]

今年度の美化・清掃活動の団体数、活動参加者数が前年度と比べ減少したためC評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

年度		26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
美化・清掃活動	団体数(団体)	19	21	24	24	21
	活動参加者数(延べ人数)(人)	3,875	4,404	5,667	5,756	4,455
マナー違反監視活動	団体数(団体)	0	0	0	0	0
	活動参加者数(延べ人数)(人)	0	0	0	0	0

H29評価
B
B
D
D

H30評価
C
C
D
D

資料:地域活性課・環境政策課

③アドプト活動団体数、拠点数

H29総合評価
B

H30総合評価
C

[目標・評価の方向]

市内のアドプト活動団体数、拠点数が前年度の総数より増えること

[評価の理由]

今年度の団体数、拠点数が前年度より減少したためC評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
合意団体数(団体)	19	21	24	24	21
活動拠点数(箇所)	19	21	24	24	20

H29評価
B

H30評価
C

資料:地域活性課

※アドプト活動は、市民団体や企業等の団体が消耗品程度の物品の支給、ボランティア保険の加入、ごみ回収等の活動援助を受けながら、市が管理する道路や公園等の公共施設の清掃及び美化活動をお手伝いしていただく制度です。

④路上喫煙指導件数

H29総合評価
A

H30総合評価
A

[目標・評価の方向]

1日平均の路上喫煙指導件数が前年度より減ること

[評価の理由]

今年度は前年度と比べ、指導件数が3.4件減少となったことからA評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

年度	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
指導件数(件)	12.8	10.7	7.3

H29評価	H30評価
A	A

資料:環境政策課

《実施計画における取組実績と関連指標》

事業No.17 狛江弁財天池特別緑地保全地区の保全の推進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
緑の拠点となる狛江弁財天池特別緑地保全地区の公共緑地の保全を推進し、今ある緑の質を維持する。	狛江弁財天池特別緑地保全地区市民の会により、緑地の観察や維持管理を実施した。また、市民に対し月1回の開放日や臨時開放日を設け、観察会を通し、狛江弁財天池特別緑地保全地区の周知活動を行った。	環境政策課

<関連指標: 狛江弁財天池特別緑地保全地区で観察された生き物>

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
植物(種)	128	133	162	169	126
虫類(種)	73	91	104	103	103
鳥類(種)	17	15	19	24	24
菌類(種)	6	14	14	20	12

資料: 狛江弁財天池特別緑地保全地区市民の会観察記録

<関連指標: 狛江弁財天池特別緑地保全地区開放日・訪問者数>

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
開放日(日)	17	18	15	16	15
訪問者数(人)	1,495	2,075	1,672	1,746	2,367

資料: 環境政策課

事業No.18 樹木や樹林地等の保全の推進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
美観に優れた樹木、樹林及び生垣を保存樹木等に指定し、奨励金を交付することで、緑の保全に努める。また、市民参加による樹林地の保全等、今ある樹林地の保全の方法について検討する。	保存樹木等の保全にかかる費用について奨励金を交付した。また、保存樹木等の管理に必要な経費の一部を保存樹木剪定助成金として交付した。	環境政策課

<関連指標: 保存樹木数・樹林面積・生垣の保全状況>

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
樹木(本)	455	473	460	451	447
樹林(m ²)	21,625	20,920	20,920	20,920	20,920
生垣(m)	4,341	4,259	4,139	4,123	3,950

資料: 環境政策課

※上記本数、面積及び延長は奨励金対象として翌年に繰り越す数となります。

※生垣(m)は、奨励金の対象となっている生垣延長の値(各年度の決算資料)と異なり、奨励金の対象外の値を含んでいます。

<関連指標:地域の主な樹林及び生垣の状況>

地域	岩戸南	岩戸北	駒井町	猪方	和泉本町	中和泉	西和泉	東和泉	元和泉	東野川	西野川	総計
樹林数(箇所)	2	0	2	0	1	3	0	1	1	2	3	15
生垣数(箇所)	15	7	8	8	20	14	10	3	2	8	12	107

資料:環境政策課

事業No.19 緑のカーテン等壁面緑化の実施

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
家庭、事業所、公共施設において、緑のカーテン等の壁面緑化を実施することで、身近な緑を創出するとともに、省エネルギーにも努める。	緑化に取り組んでいる狛江市防災センター壁面の緑のカーテンの維持管理を行った。	総務課
	岩戸地域センターの壁面緑化、和泉多摩川地区センターの屋上緑化の維持管理を行った。	地域活性課
	駒井学童保育所において、壁面緑化の維持管理を行った。	児童青少年課
	こまエコまつりにて環境保全実施計画推進委員会によるゴーヤなどの苗の配布を行い、また窓口にてゴーヤとアサガオの種の配布することで各家庭における緑のカーテンの推進を図った。本庁舎では緑のカーテンを実施したほか、緑の丘児童遊園にゴーヤを使った緑のカーテンを設置し、身近な緑を創出した。	環境政策課
	自転車保管返還事務所に緑のカーテンを実施し、省エネルギーに努めた。	道路交通課
	ビン・缶リサイクルセンター事務室西側に朝顔、風船かずら等の緑のカーテンを設置した。	清掃課
	全校に緑のカーテンを設置した。(狛江第五小学校は校舎工事のため設置なし)	学校教育課
	中央公民館に緑のカーテンを設置した。(西河原公民館は大規模改修工事のため設置なし)	公民館

※関連指標はありません

事業No.20 民有地緑化の推進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
緑のまち推進補助金交付制度を活用した民有地緑化を推進する。また、緑ワーキンググループによる道沿いガーデンの見学の機会等を設けることで、道沿いガーデンの普及促進を図る。	緑のまち推進補助制度を周知するパンフレットを環境政策課窓口で市民や事業者に配布した。また、ホームページやツイッター、広報や掲示板等の情報媒体を活用し、周知を行った。花とみどりの即売会を年2回開催し、緑化相談ブースを設け市民からの緑化全般にわたる相談に応じた。	環境政策課

※緑ワーキンググループの取組実績は60ページを参照

<関連指標:緑のまち推進補助制度交付件数>

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
件数(件)	2	3	0	2	3

資料:環境政策課

事業No.21「花いっぱいエリア」事業の推進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
魅力づくりとして、四季折々の花の苗をプランター等に植え込むなど「花いっぱいエリア」を拡大させ、景観の向上を図る。また、花いっぱい事業を通して地域での連帯を強化し、市民協働で景観保持の持続的な力を育てる。	アドプト団体による花苗等の植栽(656株)が実施された。	環境政策課
	狛江駅前他2箇所にて植栽(2,121株)した。	道路交通課

<関連指標:花いっぱいエリアの植込み苗数>

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
植込み苗数(株)	4,754	5,530	5,409	3,291	2,777

資料:環境政策課・道路交通課

事業No.22 歴史的文化遺産を活用したまちづくり

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
各文化財を単体として活用するに留まらず、かつての景観を振り返るプレート等の設置を進め、歴史的文化遺産・環境・景観等を含めネットワーク化することで、地域に対する市民の関心を喚起し、市内に残された水辺環境、緑、景観等の総体の中で、歴史的文化遺産をまちづくりに有効な資産として活用していくための環境を整備する。	市内に所在する文化財について調査・研究を進め、指定の候補となり得る文化財について検討を進めた。 また、市指定史跡猪方小川塚古墳においては、古墳・石室の公開に向けて保存整備工事に着手したほか、土屋塚及び亀塚においては測量・設計を行い、白井塚では用地取得を行った。	社会教育課 整備課

<関連指標:文化財指定件数>

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
指定件数(件)	1	0	1	0	0

資料:社会教育課

事業No.23 思いやりベンチの公募・設置

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
市政をより身近なものとして感じてもらうとともに、市民に支えられた愛される環境づくりに寄与するため、公共施設等に休憩施設として、記念プレートを付けた寄附ベンチを設置する。	公園にてベンチの寄附を1基受けた。	環境政策課

<関連指標:「思いやりベンチ」の設置件数>

年度	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
設置台数(基)	9	2	1	1

資料:環境政策課・道路交通課・整備課

事業No.24 狛江市景観まちづくりビジョンの運用

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
総合的かつ長期的な視点に立ち、狛江市都市計画マスタープランで示す良好な街並みの保全・育成を図るため、将来ビジョンと施策の方向性を示し、市民、事業者、市等が協働して良好な景観づくりを推進していく。各種関連計画で実施する施策により実現を目指すとともに狛江市まちづくり条例と一体的に運用する。	狛江市まちづくり条例の申請対象となる開発を行う事業者に対して、狛江市景観まちづくりビジョンに配慮した計画を行うよう指導している。 また、岩戸北二丁目周辺地区地区計画のうち地区整備計画区域内及び一中通り沿道地区地区計画では、建築物等の色彩その他の意匠については、狛江市景観まちづくりビジョン第2編ガイドライン編の規定に適合するものと定めている。	まちづくり推進課

※関連指標はありません

事業No.25 放置自転車、違反屋外広告物の撤去

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
駅周辺の景観及び通行の妨げとなる放置自転車や違反屋外広告物の撤去、見回り、駐輪場の整備を行う。	市内を随時巡回し、景観の妨げとなる違反屋外広告物の撤去に努めており、1,302枚の違反屋外広告物を撤去した。	まちづくり推進課
	駅周辺の自転車等放置禁止区域に放置されている自転車の撤去を実施し、午後以降の買い物等による自転車の路上放置防止を図った。	道路交通課

<関連指標: 放置自転車等の撤去・返還台数>

年度		26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
自転車	撤去台数(台)	1,130	1,053	892	699	401
	返還台数(台)	739	691	620	459	225
	返還率(%)	65.4	65.6	69.5	65.7	56.1
原付自転車	撤去台数(台)	27	13	19	14	3
	返還台数(台)	25	10	16	14	3
	返還率(%)	92.6	76.9	84.2	100.0	100.0

資料: 道路交通課

<関連指標: 違反屋外広告物の撤去状況>

撤去広告物	年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
		撤去回数(回)	104	143	122	110
はり紙	枚数(枚)	2,131	2,215	2,836	2,338	1,302
立看板	撤去回数(回)	0	0	0	0	0
	枚数(枚)	0	0	0	0	0

資料: まちづくり推進課

<関連指標:自転車駐輪場の整備>

年 度		26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
有料駐輪場 (民間)	設置数(箇所)	14	15	16	17	17
	収容台数(台)	5,760	5,660	7,820	7,910	7,910
無料駐輪場 (公共)	設置数(箇所)	2	2	2	2	2
	収容台数(台)	600	600	600	600	600

資料:道路交通課

事業No.26 歩きタバコやポイ捨て対策の推進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
まちの美化を図り、快適で清潔な生活環境を整備する。	11月の市民まつりにおける喫煙マナーアップキャンペーン及び指導員による重点地区周辺の見回りなど、喫煙マナー向上と条例周知に努めた。また、啓発グッズの配布、看板の設置、路面シート貼付、ステッカーの設置など、周知啓発に取り組んだ。 条例の改正に併せて、新たに追加された罰則規定の内容を記載した周知用チラシを作成し、全戸配布した。また、狛江駅北口喫煙所を改修し、間仕切りの高さや喫煙スペースを広げることで環境保全を通じた地域の価値向上を図った。	環境政策課

※関連指標はありません

重点環境プロジェクト「流域」

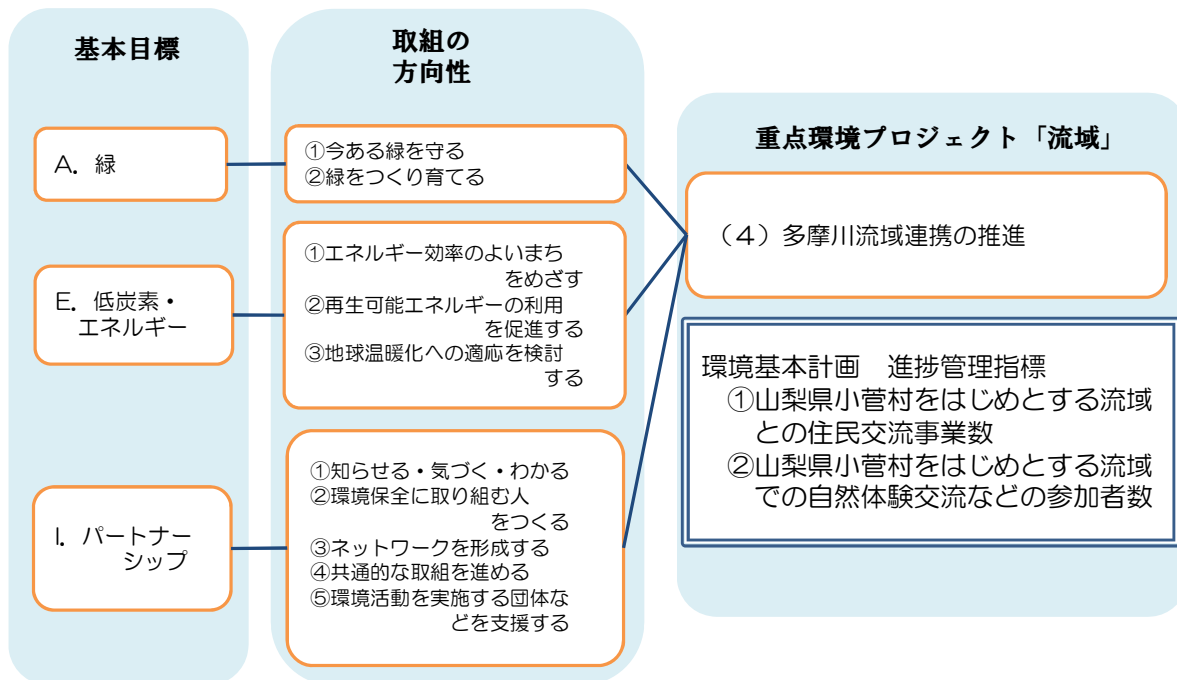
(4) 多摩川流域連携の推進

プロジェクトの背景と方向性（概要）

狛江市では、多摩川を通じて上流域、下流域の自治体とつながっており、中でも源流地である山梨県小菅村とは様々な取組を重ね、交流を深めてきました。

雄大な自然環境を有し、豊富な自然資源に恵まれた山梨県小菅村での体験学習、環境に関連した人材の交流は、市民のライフスタイル見直しのきっかけとして期待できます。今後も流域の資源を活かした環境保全施策を展開していくことが求められています。

《事業体系図》



～平成30（2018）年度の総括～

狛江古代カップ多摩川いかだレースや源流まつり等のイベントを通じて、山梨県小菅村をはじめとした流域住民の交流を促進することができました。また同時に、山梨県小菅村との連携強化の一環として、環境保全の意識醸成を目的とした一泊二日の環境保全ツアーを実施したほか、山梨県丹波山村との連携として多摩川の源流「水干」探訪ツアーを実施し、自然体験などを通して環境保全に関する学習の機会を提供しました。

今後も、貴重な体験の中で環境保全に関して学べる流域連携事業を継続していく必要があります。

《進捗管理指標》

①山梨県小菅村をはじめとする流域との住民交流事業数

H29総合評価
B

H30総合評価
B

[目標・評価の方向]

事業数が前年度に行われた事業数より増えること

[評価の理由]

今年度と前年度の事業数に顕著な増減が見られないためB評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

年 度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
流域住民交流事業数(件)	5	12	11	12	11

H29評価
B

H30評価
B

資料:政策室・地域活性課・環境政策課

※平成27年度実績から政策室・環境政策課で実施した事業も含めています。

②山梨県小菅村をはじめとする流域での自然体験交流などの参加者数

H29総合評価
A

H30総合評価
C

[目標・評価の方向]

参加者数が前年度の参加者数より増えること

[評価の理由]

今年度の小菅村環境保全ツアーの参加者数が前年度より減少したためC評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

年 度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
多摩川源流体験教室参加者数(人)	47	55	/	/	/
小菅村環境保全ツアー参加者数(人)	/	11	21	27	20

H29評価
A

H30評価
C

資料:環境政策課

*平成28(2016)年度より多摩川源流体験教室は小菅村環境保全ツアーに変更となりました。

《実施計画における取組実績と関連指標》

【再掲】事業No.4 多摩川河川敷におけるイベントの推進

→29ページ参照

＜関連指標:【再掲】多摩川河川敷使用申請状況＞

→30ページ参照

【再掲】事業No.5 多摩川での自然体験学習の推進

＜関連指標:【再掲】水辺の楽校事業数・参加者数＞

＜関連指標:【再掲】多摩川流域での自然体験交流などの参加者数＞

→30ページ参照

事業No.27 山梨県小菅村と連携した施策の展開

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
住民交流友好都市である多摩川源流地の山梨県小菅村と連携し、自然体験を通じた交流と環境意識の向上をめざす。	山梨県小菅村で環境保全ツアーを実施し、多摩川源流の清掃活動を行った。また、源流体験等の自然体験を通じ、環境保全に関する意識啓発を行った。 さらに、狛江市の弁財天池で伐採した竹を小菅村で竹炭に加工してもらい、こまエコまつりにて配布した。	環境政策課

＜関連指標:山梨県小菅村での自然体験交流などの参加者数＞

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
多摩川源流体験教室参加者数(人)	47	55			
小菅村環境保全ツアー参加者数(人)		11	21	27	20

資料:環境政策課

事業No.28 多摩川流域連携の推進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
多摩川流域自治体と連携し、参加自治体で実施されるイベントを通して、他の自治体や住民との交流を深め、流域連携を図る。	多摩川流域自治体交流イベントラリー、多摩川流域郷土芸能フェスティバル、多摩川流域物産展を実施し、連携自治体間における住民交流を促進するとともに、自治体同士の連携強化を図った。また、多摩川流域自治体交流イベントラリーについては、連携自治体数を11から12自治体とし、更なる連携推進を図った。	政策室
	狛江市民まつりをはじめとして、各種イベントに相互参加することにより、多摩川を通じた住民同士の交流が深まった。	地域活性課
	山梨県小菅村での環境保全ツアー、山梨県丹波山村での多摩川の源流「水干」探訪ツアーを実施し、清掃活動や自然体験などを通して環境保全の大切さを学ぶ機会を提供した。こまエコまつりにおいて、山梨県小菅村・丹波山村のブースを出店していただくことで、自治体同士の連携強化を図った。	環境政策課

<関連指標:多摩川流域での住民交流事業・参加者数>

年 度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
多摩川流域自治体交流イベントラリー(人)	720	816	848	863	700
源流まつり(山梨県小菅村)(人)	約12,000	約10,000	約10,000	約15,000	約10,000
粕江古代カップ多摩川いかだレース(人)	約10,000	約10,000	約10,000	約10,000	約10,000
粕江市民まつり(人)	約69,000	約65,000	約72,000	約74,000	約74,000
多摩川流域郷土芸能フェスティバル(人)	582	702	679	804	687
多摩川流域物産展(人)		約1,500	約1,700	804	780
粕江市民花火大会(人)		約110,000			
上和泉地域センターまつり(人)		約800	約530	約590	約750
南部地域センター利用者発表会(人)		約500			
南部地域センターまつり(人)			約500	約500	約530
こまえ桜まつり(人)		約8,000	約20,000	約25,000	約32,000
小菅村環境保全ツアー参加者数(人)		11	21	27	20
こまエコまつり(人)	約500	約500	約1,000	約1,200	約1,500
多摩川×いきもの×まつり(人)				約10,000	
多摩川を元のようにキレイにし隊(人)				186	—

資料:秘書広報室・政策室・地域活性課・環境政策課

※平成29(2017)年度の多摩川流域郷土芸能フェスティバルと多摩川流域物産展は同一会場で実施したため人数は同数としています。

重点環境プロジェクト「市民」

(5) 市民の環境活動支援の推進

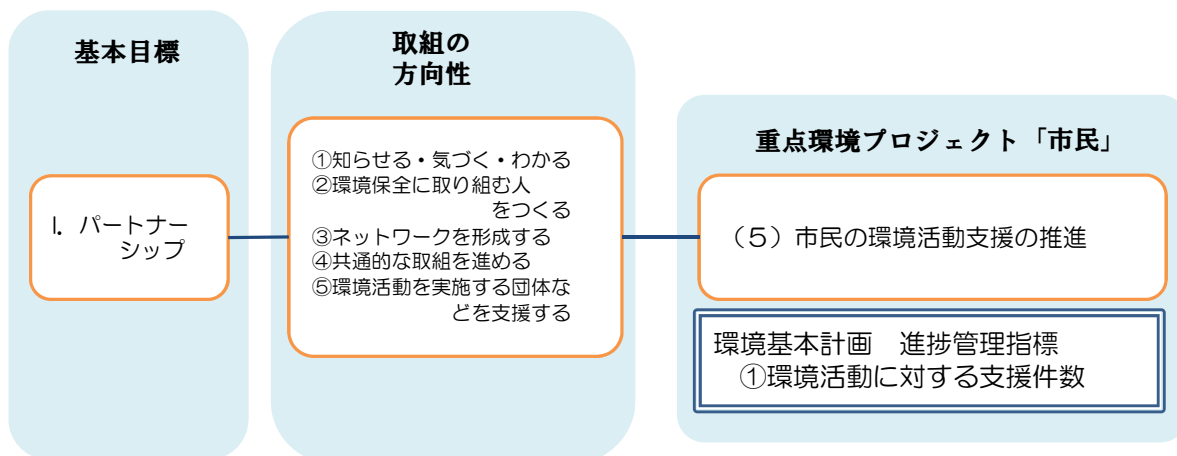
プロジェクトの背景と方向性（概要）

市民の主体的な環境まちづくり活動を促進し、拡大していくため、個々の団体を横断的に繋ぎ、コーディネートすることにより、強化していくことが求められています。

市民との協働による推進にあたっては、行政の発案による事業に市民の参加を求めるだけでなく、市民の提案に基づいて行政が参加し、協働事業化する方向性も確保しておくことが重要です。

また、市民提案に対しての支援も必要です。市民・NPO・コミュニティの環境保全に関する提案に基づく主体的な活動を促進し、粕江市の環境まちづくりを推進するため、市民との協働や市民活動の支援を行う仕組みについて検討し、推進します。

《事業体系図》



～平成30（2018）年度の総括～

環境保全実施計画推進委員会による市民環境ツアー・環境推進講演会や、環境月間イベント「こまエコまつり」において環境に関する情報提供・意識啓発を行うことで、環境学習及び環境保全活動への参加機会を提供しました。こまエコまつりにおいては、環境保全や地球温暖化対策に関しての取り組みを実践している団体等が多数出展し、様々な環境問題を身近に感じられる機会を提供しました。また、アドプト制度によって様々な団体が環境に関する活動を行っています。

エコパートナーシップ制度は、市内の環境保全活動の活性化を促すため、団体間交流の場作りを通じて情報共有を図ることなど、市民が主体となった活動を支援する必要があります。

《進捗管理指標》

①環境活動に対する支援件数

H29総合評価
B

H30総合評価
B

[目標・評価の方向]

環境活動に対する支援件数が前年度の支援件数より増えること

[評価の理由]

今年度と前年度の支援件数に顕著な増減は見られないことからB評価とする。

[総合評価に係る関連データ]

年度		26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
環境に関する協働事業 (支援件数)	財政的支援(補助金等)	1	1	1	1	1
	参入の機会提供(委託・協定等)	5	7	6	7	7

H29評価
B

H30評価
B

資料:政策室

《実施計画における取組実績と関連指標》

事業No.29 市民参加による身近な緑の保全の促進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
アドプト制度や市民委託管理といった市民参加制度により、公園や緑地帯の維持管理を行い、身近な緑の保全を促進する。	広報こまめにアドプト紹介記事及び団体募集記事を掲載した。また、アドプト連絡会を1回開催したほか、市民にアドプト活動を体験してもらうため新たにアドプト体験会を実施した。	地域活性課
	公園、児童遊園及び多摩川等において、14のアドプト登録団体等により公園や緑地帯の維持管理が行われた。	環境政策課

<関連指標:公園等の市民委託管理による管理状況>

公園名	面積(m ²)	管理開始日
小足立のびのび公園	1,884.93	平成9年12月1日から
狛江弁財天池特別緑地保全地区	4,760.42	平成14年4月1日から
前原公園(とんぼ池公園)	12,532.31	平成12年3月31日から

資料:環境政策課

【再掲】事業No.17 狛江弁財天池特別緑地保全地区の保全の推進

<関連指標:【再掲】狛江弁財天池特別緑地保全地区で観察された生き物>

<関連指標:【再掲】狛江弁財天池特別緑地保全地区開放日・訪問者数>

→40ページ参照

【再掲】事業No.21「花いっぱいエリア」事業の推進

<関連指標:【再掲】花いっぱいエリアの植込み苗数>

→42ページ参照

【再掲】事業No.1 水質のモニタリング調査

<関連指標:【再掲】多摩川の水質>

<関連指標:【再掲】野川の水質>

→28ページ参照

事業No.30 野川での環境保全活動等の実施

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
野川環境向上実行委員会を中心に、野川美化清掃活動などを実施し、野川の環境保全に繋げる。	野川環境向上実行委員会を中心に、狛江第五小学校、緑野小学校の児童、地元自治会等によって野川美化清掃活動を実地した。また、夏季と冬季に生きもの調査会を実施した。	環境政策課

<関連指標:野川美化清掃回収ごみ量・参加者数>

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
回収量(kg)	57.3	53.2	49.5	48.8	46.0
参加者数(人)	278	231	242	230	236

資料:環境政策課

【再掲】事業No.23 思いやりベンチの公募・設置

<関連指標:【再掲】「思いやりベンチ」の設置件数>

→42ページ参照

事業No.31 地域における清掃活動の促進

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
地域における清掃・美化活動を促進し、ごみのない美しいまちをめざす。	21のアドプト団体が活動した。	地域活性課
	道路に関するアドプト団体(6団体)が活動した。	道路交通課
	ボランティア清掃参加者に対するごみ袋の配布及びボランティアが集めたごみの回収を行った。	清掃課
	公園、児童遊園、多摩川等において、14のアドプト団体等により公園や緑地帯の維持管理が行われた。 また、市内全域を対象とした清掃活動としてクリーン大作戦を実施した。	環境政策課
	アドプト団体により、多摩川河川敷のグラウンドの清掃が行われた。	社会教育課

《アドプト制度合意団体数の推移》

年度	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
総団体数(団体)	19	21	24	24	21
新規合意数(件)	1	3	3	1	2

資料:地域活性課

事業No.32 市民・事業者の環境への取組の普及拡大

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に関する市民・事業者による取組を促進するためのエコパートナーシップ制度を推進し、市内における環境保全に関する取組を普及拡大させる。	公園、児童遊園、多摩川等において、アドプト登録団体等により公園や緑地帯の維持管理が行われた。 エコパートナーシップ制度を推進するため、引き続きこまeco通信等で周知を図るとともに、認定されたエコパートナーには市で実施している事業の周知を行った。	環境政策課

<関連指標:協働形態>

事業形態	協働事業(件)					団体の種類	登録団体(団体)				
	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)		26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
財政的支援 (補助金等)	23[1]	23[1]	15[1]	37[1]	37[1]	NPO法人	8[0]	8[0]	10[0]	12[0]	12[0]
参入の機会 提供(委託・ 協定等)	42[5]	46[7]	38[6]	44[7]	45[7]	任意団体	46[7]	48[7]	50[7]	50[7]	52[7]
共催・後援	180[3]	205[2]	204[4]	229[2]	210[3]	その他	0	0	0	0	0
意見・ 情報交換	6[0]	9[0]	7[1]	11[1]	14[5]						
計	251[9]	283[10]	264[12]	321[11]	306[16]	計	54[7]	56[7]	60[7]	62[7]	64[7]

※[]内は環境に関する事項

資料:政策室

事業No.33 市民の環境に関する活動の機会の提供・支援

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
市民の環境に関する活動の機会を提供・支援することで、環境保全に関わる人材の育成、活動の推進を図る。	環境に関するまなび講座を設定し、広報こまえ等にて周知した。	地域活性課
	環境保全実施計画推進委員会による市民環境ツアーや講演会「甚大化する気象災害と地球温暖化～私たちにできること～」を実施した。また、第46回環境月間こまエコまつりを実施した。多摩川や野川で生きもの調査会やアレチウリ駆除活動、水辺の楽校復旧清掃等を実施するとともに、市内の緑化推進を目的とした講演会等を開催した。また、水と緑の活動を行っている市民団体の連絡会(水と緑の連絡会)を継続して行い、狛江市生物多様性地域戦略の策定に向けた意見交換の場とするとともに、市民団体の活動を周知するためにパネル展を実施した。	環境政策課

<関連指標:環境を考える会狛江市実行委員会の活動>

項目	回数(回)	参加者数(人)	項目	回数(回)	参加者数(人)
全体会	11	各約20	家庭園芸(寄せ植え)	1	30
二酸化窒素調査	2	各約15	市民環境学習バスツアー	1	31
河川調査	4	各約8	廃食用油の活用(石けん作り)	1	約50
酸性雨調査	降雨時	各約8	パネル広報	1	—

資料:環境政策課

<関連指標:環境保全実施計画推進委員会の活動>

事業名		日程	内容
主催事業	環境パネル展	平成30年6月1日から平成30年6月15日まで	環境を考える会、狛江市環境保全実施計画推進委員会による展示と各活動の紹介を行った。
	市民環境ツアー	平成30年8月3日	つくばエキスポセンター及びJAXA筑波宇宙センターを見学し、エネルギー等に関して学んだ。
	環境施設視察研修会	平成30年11月28日	ソーラーシェアリング上総鶴舞及びソーラーシェアリング創始者研究施設を見学した。
	環境保全推進講演会	平成31年3月2日	著名な気象予報士・防災士を講師に招き、地球温暖化対策について学んだ。
	環境表彰制度	(募集期間) 平成30年10月1日から平成30年11月30日まで(表彰式) 令和元年6月2日	環境保全等に関する自発的な活動をしている市民や団体の表彰を次年度のこまエコまつりにて行った。
参加協力事業	環境月間イベント	平成30年6月1日	市民団体、事業者の環境に関する出展など

資料:環境政策課

事業No.34 環境保全活動に対する表彰

事業目的及び事業展開の考え方	取組実績	担当課
市民団体による環境保全に関する活動に対して表彰を行い、市内の環境保全活動の活性化を図る。	環境表彰制度に5件の応募があり、環境保全実施計画推進委員会において審査し、市長賞と優秀賞を決定した。表彰式は引き続き次年度のこまエコまつりにて行った。	環境政策課

※関連指標はありません